

三次市支援事業一覧

(広島県水道広域連合企業団三次事務所含む)

令和6年度版

この一覧は、三次市が行っている様々な「支援事業」を分野ごとにまとめたものです。
「こんな時、市が支援してくれることはないかな？」と思われたら各分野から探してみてください。
お役に立てそうな支援事業がありましたら、
まずは担当窓口へご相談ください。

【ご覧になるときのお願い】

- ▼各事業には申請できる条件などがありますので、市HP（関連URLも記載）で確認していただくか、担当窓口までお問い合わせください。
- ▼申請時期や予算の関係上、すでに事業が終了している場合がありますので、予めご了承ください。
- ▼申請には直接担当窓口までお越しいただきますが、支所などで申請可能なものもあります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
- ▼要綱で期限を定めている事業については、その年度を記載しています。期限が到来した支援事業は、その時点で事業の目的や効果などを確認し、事業の継続や見直し等について判断していきます。

も く じ

健康で安心感のある暮らし

保 健 ・ 医 療		1
福 祉		6
多 文 化 ・ 共 生		12

安全で快適な生活環境

自 然 環 境		15
生 活 基 盤		19
防 災 減 災 ・ 安 全		24

子どもの未来応援

子 育 て		29
教 育		42

豊かな心と生きがい

芸 術 ・ 文 化 ・		46
ス ポ ー ツ		

いきいきとした地域

定 住 ・ 交 流		50
住 民 自 治		54

活力ある産業

農 林 畜 産		57
商 工		66

三次市の組織と連絡先		74
------------	-------	----

保健・医療

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆健診やドックを受けたい方
- ◆健康相談を受けたい方 など

☆ 掲載事業 ☆

特定健康診査	3
特定保健指導	3
総合集団健診	3
人間ドック・脳ドック	3
健康相談	4
被爆者定期健康診断事業	4
節目年齢歯科健診事業	4
子ども用調理器具等貸し出し事業	4
甲奴健康づくりセンターゆげんき会員	5
骨髄ドナー助成事業	5

保健・医療

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆健診やドックを受けたい方
- ◆健康相談を受けたい方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・ 特定健診・特定保健指導に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shimin_m/hokennenkin/tokuteikennshin_2.html

- ・ 健康情報（健康診断・食育等）に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hisyo_m/kurashi/kenko.html

- ・ 三次市甲奴健康づくりセンターゆげんき

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/23/2416.html>

名 称	特定健康診査
概 要	生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発症や重症化を予防するための健診です。
対 象	40歳～74歳の三次市国民健康保険加入者
内 容	市が行う総合集団健診、人間ドック・脳ドック、かかりつけ医による個別健診で受診できます。
申 請 方 法	受診には6月中旬に市民課保険年金係から届く特定健康診査受診券が必要です。申請方法は各健診項目をご参照ください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	特定保健指導
概 要	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方へ保健師や管理栄養士による生活習慣病の発症や重症化予防のための保健指導を行います。
対 象	生活習慣改善の必要性が高い方または必要性のある方
内 容	個別に生活習慣改善のための保健指導を行います。
申 請 方 法	対象の方には個別にご案内します。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	総合集団健診
概 要	市内の指定した会場と日程において、基本健康診査とがん検診を同時に受診できます。
対 象	市内に住所のある18歳以上の方 （年齢・性別により受診項目が決められています）
内 容	基本健康診査、各種がん検診 （胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん）
申 請 方 法	電話、郵送または窓口でお申し込みください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	人間ドック・脳ドック
概 要	医療機関に委託して人間ドック・脳ドックを行い、その費用の一部を助成します。
対 象	市内に住所のある40歳以上の三次市国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者
内 容	市が委託した医療機関で受診できます。病院によって一部検査内容が異なります。
申 請 方 法	電話、郵送または窓口でお申し込みください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	健康相談
概 要	保健師，管理栄養士，歯科衛生士などが健康に関する相談に応じます。
対 象	市民の方
内 容	電話や窓口，メールによる相談を随時行います。
申 請 法	申込みは不要です。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	被爆者定期健康診断事業
概 要	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断を行います。
対 象	被爆者健康手帳または第1種健康診断受給者証の交付を受けている方
内 容	年2回，市内の指定する医療機関において無料で受けることができます。
申 請 法	対象の方には個別にご案内します。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	節目年齢歯科健診事業
概 要	節目年齢の方に歯科健診を実施し，歯と口腔の健康への関心を高め健康の保持増進を図ります。
対 象	年度末に20歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・70歳となる方
内 容	市内の歯科医療機関において無料で歯科健診・歯科保健指導を受けることができます。
申 請 法	対象の方には個別にご案内します。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	子ども用調理器具等貸し出し事業
概 要	調理実習や地域行事などで子ども専用調理器具（包丁・ピーラー・まな板）や，みよし版食育かるた・野菜の歌CD，DVDなどを無料で貸し出します。
対 象	市民の方
内 容	包丁（3歳以下用12本，3歳以上用右35本・左10本）・ピーラー30本・まな板18枚・食育かるた5セット・野菜の歌CD10枚，DVD5枚
申 請 法	電話または窓口へお申し込みください。貸し出し，返却は窓口で対応します。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	甲奴健康づくりセンターゆげんき会員
概 要	ゆげんきを利用される会員の方の健康づくりを支援します。
対 象	15歳以上（中学生は除く）の市民，市内在勤，在学の方
内 容	ゆげんきを利用される方の利用料が会員価格で利用できます。（年会費3,000円）
申 請 法 方	ゆげんきで直接手続きをしてください。
担 当	三次市甲奴健康づくりセンターゆげんき （電話 0847-67-5019）（FAX 0847-67-2019）

名 称	骨髄ドナー助成事業
概 要	骨髄ドナーを行った方への助成を行います。
対 象	有給休暇や骨髄等提供休暇の適用を受けない三次市民
内 容	骨髄バンクまたは医療機関が認めた骨髄等提供に要した日数×2万円（上限14万円）を助成します。
申 請 法 方	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

福祉

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆生活に困窮されている方
- ◆障害のある方
- ◆高齢の方
- ◆介護の必要な方 など

※子どもを対象とする事業は「子育て」ページ（29ページ～）にあります。

☆ 掲載事業 ☆

生活保護	8
住居確保給付金	8
障害者手帳制度（身体障害者手帳・療育手帳）	8
障害者手帳制度（精神障害者保健福祉手帳）	8
緊急通報システム事業	9
認知症高齢者等生活援助事業	9
在宅高齢者等介護用品購入助成事業	9
配食サービス	10
介護保険サービスの利用を始めるとき	10
介護事業所人材育成等支援事業補助金（①研修受講費用の補助） （要綱期限：令和6年度まで）	10
介護事業所人材育成等支援事業補助金（②研修開催費用の補助） （要綱期限：令和6年度まで）	10
認知症高齢者等保護情報共有事業	11
郵便等による不在者投票	11
献血支援助成金	11

福祉

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆生活に困窮されている方
- ◆障害のある方
- ◆高齢の方
- ◆介護の必要な方 など

※子どもを対象とする事業は「子育て」ページ（29ページ～）にあります。

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・生活保護制度に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/21/3139.html>

- ・障害者福祉に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/2/16/92/>

- ・高齢者福祉・介護に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/2/16/91/>

- ・不在者投票に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/senkyo_m/fizaisyatouhyou.html

名 称	生活保護
概 要	生活に困窮する方が、資産、能力、扶養、その他あらゆるものを活用したうえで、最低生活が維持できない場合に適用される制度です。
対 象	現に生活に困窮しており、最低生活が維持できない方
内 容	生活困窮の程度に応じ、必要な保護（金銭または現物給付）を行います。
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	社会福祉課 社会福祉係（電話 0824-62-6146）（FAX 0824-62-6285）

名 称	住居確保給付金
概 要	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者等に対して、賃貸住宅の家賃を給付します。
対 象	離職・廃業から2年以内の方または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあって、就労意欲のある方
内 容	単身世帯 月額33,000円、2人世帯 月額40,000円、3人～5人世帯 月額43,000円、6人世帯 月額46,000円、7人以上世帯 月額52,000円を限度に実費を給付します。
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	社会福祉課 社会福祉係（電話 0824-62-6146）（FAX 0824-62-6285） 【申請・手続き】生活サポートセンター（三次市福祉保健センター内） （電話 0824-65-1180）（FAX 0824-65-1132）

名 称	障害者手帳制度（身体障害者手帳・療育手帳）
概 要	障害に応じた福祉サービスを利用するにあたっては、障害者手帳を取得してください。
対 象	それぞれの障害者手帳の交付の対象となる障害のある方
内 容	障害の種類、程度に応じた障害者手帳を発行します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	社会福祉課 障害者福祉係（電話 0824-65-2051）（FAX 0824-62-6285）

名 称	障害者手帳制度（精神障害者保健福祉手帳）
概 要	障害に応じた福祉サービスを利用するにあたっては、障害者手帳を取得してください。
対 象	障害者手帳の交付の対象となる障害のある方
内 容	障害の程度に応じた障害者手帳を発行します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	緊急通報システム事業
概 要	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者などに、緊急時に消防署へ押しボタンで簡単に連絡できる通報装置を給付します。
対 象	病弱なひとり暮らしの高齢者、寝たきりの方またはこれに準じると認められる方をかかえる高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの重度身体障害者
内 容	押しボタン式緊急通報装置を給付します。利用者負担額は、生計中心者の所得税課税状況等により異なります。
申 請 法	窓口または民生委員にご相談ください。
担 当	高齢者福祉課 高齢者福祉係（電話 0824-62-6145）（FAX 0824-62-6285）

名 称	認知症高齢者等生活援助事業
概 要	在宅で認知症高齢者等を介護している世帯へホームヘルパーを派遣し、介護者にかわり見守りなどを行い、介護者の負担を軽減します。
対 象	介護認定審査における主治医意見書で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の満65歳以上の方または医師から若年性認知症または認知症との診断を受けた満40歳以上の方を介護をしている方
内 容	派遣は週2回以内、1回当たり4時間以内。利用者負担は無料です。
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	高齢者福祉課 高齢者福祉係（電話 0824-62-6145）（FAX 0824-62-6285）

名 称	在宅高齢者等介護用品購入助成事業
概 要	介護用品を購入する助成券を交付することで、在宅の高齢者等を介護している方の負担を軽減します。
対 象	介護保険による要介護度4・5の市民税非課税世帯に属する高齢者等を、在宅で介護している市民税非課税世帯の方
内 容	1会計年度1人につき、1枚当たり3,500円の助成券を2枚、申請月以降の月分を交付します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	高齢者福祉課 高齢者福祉係（電話 0824-62-6145）（FAX 0824-62-6285）

名 称	配食サービス
概 要	心身機能の低下により、買物や調理、食事の支度が困難であると判断された在宅高齢者世帯等に、栄養に配慮した食事を提供します。
対 象	65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯、身体などに障害のある方
内 容	1日1食（利用者負担 400円～740円）とし、1人当たり週5日以内の利用。配達の際に、高齢者等の安否を確認します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	高齢者福祉課 高齢者福祉係（電話 0824-62-6145）（FAX 0824-62-6285）

名 称	介護保険サービスの利用を始めるとき
概 要	介護が必要となられた方が介護サービスの利用を始めるときの手続きや受けられるサービスの相談を受けます。
対 象	介護サービスを利用したい65歳以上の方、または特定の疾病により介護サービスを利用したい40歳以上65歳未満の方
内 容	介護サービスごとに異なりますので、ご相談ください。
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	高齢者福祉課 介護保険係（電話 0824-62-6387）（FAX 0824-62-6285）

名 称	介護事業所人材育成等支援事業補助金（①研修受講費用の補助） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	介護職員初任者研修、実務者研修、介護支援専門員実務研修、または認知症介護実践者研修の受講費用の一部を補助します。
対 象	市内に住所を有しており、対象の研修を修了した方で、介護職員として介護事業所等で就労し、その就労期間が3か月を経過している方
内 容	受講費用（受講料・実習費・テキスト代）及び受験手数料を合わせた額の2分の1以内を補助します（補助上限50,000円）。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	高齢者福祉課 介護保険係（電話 0824-62-6387）（FAX 0824-62-6285）

名 称	介護事業所人材育成等支援事業補助金（②研修開催費用の補助） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	介護事業所等における感染症予防対策や災害時の非常時対応等の職員研修費用の一部を補助します。
対 象	三次市内に所在する介護事業所等
内 容	研修費用（講師謝金及び教材費等）を補助します。（補助上限30,000円）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	高齢者福祉課 介護保険係（電話 0824-62-6387）（FAX 0824-62-6285）

名 称	認知症高齢者等保護情報共有事業
概 要	認知症の症状により行方不明のおそれのある高齢者等を在宅で介護される場合に、高齢者の方のニックネームや身体的特徴の情報が登録された二次元コードのついた見守りシールを交付します。衣服や持ち物に貼付することで、行方不明時の早期発見、保護につながります。
対 象	認知症の症状がある高齢者等を在宅で介護している方
内 容	初期導入時に、見守りシールを無料で30枚配布します。 ※見守りシールを追加でご希望される場合は、実費負担となります。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	高齢者福祉課 高齢者福祉係（電話 0824-62-6145）（FAX 0824-62-6285）

名 称	郵便等による不在者投票
概 要	選挙のとき、自宅等で投票用紙に記載し、郵便で投票することができます。
対 象	・身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の障害のある方 ・介護保険被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方
内 容	郵便等投票証明書を交付します。 ※証明書をお持ちの方で、一定の障害のある方は、代理記載制度があります。
申 請 法	窓口にお問い合わせください。
担 当	選挙管理委員会事務局（電話 0824-62-6195）（FAX 0824-62-6289）

名 称	献血支援助成金
概 要	市内の団体などが移動献血を実施する場合に助成をします。
対 象	市内の地域、企業、職域などの団体
内 容	献血者一人につき200円を上限として、予算の範囲内で助成します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。受付は例年3月頃です。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

多文化・共生

次のような方への支援事業をまとめました。

◆人権活動などに取り組んでいる方 など

☆ 掲載事業 ☆

P T A人権教育講演会等助成事業	14
三次市高校生国際理解支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	14
みよし日本語教室	14
外国人のための相談窓口	14

多文化・共生

次のような方への支援事業をまとめました。

◆人権活動などに取り組んでいる方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・男女共同参画に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/9/1361.html>

- ・平和・人権に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/9/1354.html>

名 称	P T A人権教育講演会等助成事業
概 要	人権教育に関する学習の一環として開催されるP T A人権教育講演会などに対し、その講師謝礼の一部または全部を助成します。
対 象	講演会などを実施する小中高等学校またはそのP T A
内 容	講師謝礼の一部または全部を助成します。 (※三次市報償費支払基準に基づく)
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	共生社会推進課 共生社会推進係 (電話 0824-62-6242) (FAX 0824-62-6235)

名 称	三次市高校生国際理解支援事業補助金(要綱期限: 令和8年度まで)
概 要	市内高等学校において実施される国際交流活動等に対し、補助金を交付します。
対 象	三次市内の高等学校により組織された団体
内 容	国際交流事業: 1事業当たり20万円上限 対象経費の10分の10以内 海外派遣事業: 1人当たり10万円上限 対象経費の2分の1以内 ※1年度につき1高等学校当たり60万円を限度とします。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	共生社会推進課 共生社会推進係 (電話 0824-62-6242) (FAX 0824-62-6235)

名 称	みよし日本語教室
概 要	三次市に在住または通勤している外国人を対象に無料で日本語学習の支援をします。(※教材費が必要な場合あり)
対 象	三次市に住民登録がある方、または三次市へ通勤している方で、日本語を母語とせず、日常生活で日本語を必要としている方(大人)
内 容	毎週火曜日(三次市生涯学習センター)・木曜日(みよしまちづくりセンター)で日本語学習支援スタッフによる教室を実施しています。
申 請 法	担当課にて受講申し込みをしてください。(※在留カードを持参してください)
担 当	共生社会推進課 共生社会推進係 (電話 0824-62-6242) (FAX 0824-62-6235)

名 称	外国人のための相談窓口
概 要	「誰もが暮らしやすい三次市」をめざし、外国人のための生活相談窓口を開設しています。
対 象	三次市に在住している外国人
内 容	毎週木曜日にみよしまちづくりセンターで相談を実施しています。
申 請 法	担当課へ電話・FAX・メールのいずれかで事前に相談の旨連絡してください。
担 当	共生社会推進課 共生社会推進係 (電話 0824-62-6242) (FAX 0824-62-6235)

自然環境

次のような方への支援事業をまとめました。

◆ごみ対策をしようとする方 など

☆ 掲載事業 ☆

ふれあい収集事業		17
不法投棄廃棄物回収事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）		17
一般廃棄物集積所整備事業補助金（ごみ集積所新設・改修等補助金） （要綱期限：令和6年度まで）		17
不法投棄防止看板設置		17
廃棄物飛散防止ネット貸出		18

自然環境

次のような方への支援事業をまとめました。

◆ごみ対策をしようとする方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・ごみ・環境・リサイクルに関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/1/7/>

- ・ペット・動植物に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/1/8/>

名 称	ふれあい収集事業
概 要	家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な方を支援します。
対 象	高齢者・障害者など（認定審査を経て決定）
内 容	戸別に訪問し、ごみを収集します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。随時、受け付けています。
担 当	環境政策課 業務管理係（電話 0824-66-3449）（FAX 0824-66-3168）

名 称	不法投棄廃棄物回収事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	市内の特定の場所に大量に不法投棄された廃棄物を自らの活動により、回収または処理する公益性の高い事業に対し、補助します。
対 象	自治会などの団体
内 容	作業員（1人当たり500円で20人まで）・機材の借上（5万円まで）・車両（1台当たり2,100円で2台まで）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	環境政策課 業務管理係（電話 0824-66-3449）（FAX 0824-66-3168）

名 称	一般廃棄物集積所整備事業補助金（ごみ集積所新設・改修等補助金） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	ごみ集積所を新設・改修する団体などに補助します。
対 象	団体・常会など
内 容	購入金額の2分の1を補助（上限7万円）
申 請 法	新設・改修前に相談が必要です。その後、所定の様式に必要資料を添付し、窓口申請してください。
担 当	環境政策課 業務管理係（電話 0824-66-3449）（FAX 0824-66-3168）

名 称	不法投棄防止看板設置
概 要	頻繁に不法投棄される場所などに不法投棄の抑制を図るために、防止看板を設置します。
対 象	頻繁に不法投棄される場所などに不法投棄の抑制を図るために、防止看板の設置を行うため申請された個人・団体
内 容	不法投棄防止看板の提供
申 請 法	所定の様式に必要資料を添付し、窓口申請してください。申請後、現場を確認して看板をお渡しします。
担 当	環境政策課 業務管理係（電話 0824-66-3449）（FAX 0824-66-3168）

名 称	廃棄物飛散防止ネット貸出
概 要	小動物などによって荒らされるごみ集積所に防止ネットの貸し出しをします。
対 象	団体・常会など
内 容	防止ネットの貸出
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	環境政策課 業務管理係（電話 0824-66-3449）（FAX 0824-66-3168）

生活基盤

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆市道の維持管理に協力される方
- ◆水道、下水道を整備しようとする方 など

☆ 掲載事業 ☆

市道除草作業報償費	21
市道補修作業報償費	21
市道補修材支給	21
生活道整備工事費補助金（要綱期限：令和6年度まで）	21
道路支障木伐採作業報償費制度	22
生活用水施設整備補助金	22
給水装置設置工事費補助金	22
小型浄化槽設置整備事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	22
排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給	23
高齢者運転免許自主返納支援事業（要綱期限：令和8年度まで）	23
老朽危険建物除却促進事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	23

生活基盤

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆市道の維持管理に協力される方
- ◆水道、下水道を整備しようとする方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・道路の整備（補助制度）に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/kensetsu_m/douro-seibi-hojo.html

- ・上下水道に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hisyo_m/kurashi/suidou.html

- ・高齢者運転免許自主返納事業

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/8/1374.html>

名 称	市道除草作業報償費
概 要	集落組織，自治組織によって，市道の法尻，路肩を除草した場合に報償費を支払います。
対 象	集落組織，自治組織
内 容	法尻，路肩からそれぞれ1 mの範囲で行う除草作業に対して1 m ² 当たり20円を支払います。（1年に1路線当たり2回まで）
申 請 法	作業完了後1か月以内に，電子申請または窓口で請求手続きをしてください。（添付書類：位置図，写真）
担 当	土木課 管理係（電話 0824-62-6305）（FAX 0824-62-6166）

名 称	市道補修作業報償費
概 要	集落組織，自治組織によって，市道の補修（路面補修，側溝清掃など）をした場合に報償費を支払います。
対 象	集落組織，自治組織
内 容	作業者1人当たり500円，一輪車1台当たり200円，軽トラック1台当たり2,100円（1年に1路線当たり2回まで）の報償費を支払います。
申 請 法	作業完了後1か月以内に，窓口で請求手続きをしてください。（添付書類：位置図，写真）
担 当	土木課 管理係（電話 0824-62-6305）（FAX 0824-62-6166）

名 称	市道補修材支給
概 要	集落組織，自治組織によって，市道の補修を行う場合に必要な材料を支給します。
対 象	集落組織，自治組織
内 容	碎石，レミファルト，排水施設などを支給します。（1申請当たり限度額：30万円）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。（添付書類：位置図）
担 当	土木課 維持係（電話 0824-62-6156）（FAX 0824-62-6166）

名 称	生活道整備工事費補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	生活道の整備工事（道路の舗装新設および改良工事）を行う方に対して，補助します。
対 象	生活道の整備工事をしようとする方
内 容	道路延長や幅員などに条件があります。生活道は，工事費の2分の1（50万円まで），橋梁は3分の2（300万円まで）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。（添付書類：工事計画書，見積書，位置図，写真など）
担 当	土木課 管理係（電話 0824-62-6305）（FAX 0824-62-6166）

名 称	道路支障木伐採作業報償費制度
概 要	集落組織、自治組織によって、市道や市が管理を行っている県道の支障になっている立木などを伐採した場合に報償費を支払います。
対 象	集落組織、自治組織
内 容	作業員 1人当たり 500円、運搬車輛 1台当たり 2,100円、高所作業車 1台当たり 18,000円、チェーンソー 1台当たり 1,330円 調整事務費 作業員5人未満1日当たり 5,000円 作業員5人以上20人未満1日当たり 10,000円 作業員20人以上1日当たり 20,000円を支払います。
申 請 法	作業前に実施計画書、作業後に作業完了報告書を提出してください。 (作業前添付書類：立木伐採承諾書、報償費計算書、位置図、写真)
担 当	土木課 管理係(電話 0824-62-6305) (FAX 0824-62-6166)

名 称	生活用水施設整備補助金
概 要	生活環境基盤の改善及び定住化の促進を図るため、日常生活に必要な生活水の確保を目的とした施設を整備する場合に費用の一部を補助します。
対 象	①供給を受ける住居に住所を有すること ②給水の供用開始が1年以内に見込まれない区域 【注意】設備機器等や消耗品の交換は補助対象になりません。
内 容	・補助金A…ボーリング等の補助、対象戸数は1戸～3戸、補助率2分の1、補助限度額は50万円(※2戸以上は加算あり) ・補助金B…水質改善の補助、対象戸数は1戸～10戸、補助率2分の1、補助限度額は1戸当たり35万円 ・補助金C…ボーリング等の補助、対象戸数は4戸～10戸、補助率2分の1、補助限度額は150万円(※5戸以上は加算あり)
申 請 法	環境政策課または各支所の窓口で直接手続きをしてください。
担 当	環境政策課 環境政策係(電話 0824-62-6136) (FAX 0824-62-6397)

名 称	給水装置設置工事費補助金
概 要	配水管から水道メーターまでの分岐工事に対する補助
対 象	三次市水道事業の給水区域内で給水装置設置工事を行う住居に住所を有する方
内 容	補助対象経費から100万円を差し引いた金額の10分の10(補助上限50万円)を補助します。
申 請 法	広島県水道広域連合企業団三次事務所で直接手続きをしてください。
担 当	三次事務所業務係(電話0824-62-4843) (FAX 0824-62-8111)

名 称	小型浄化槽設置整備事業補助金(要綱期限：令和6年度まで)
概 要	公共下水道などの処理区域外において、専用住宅に小型浄化槽を設置する場合に補助します。
対 象	専用住宅に小型浄化槽を設置する個人
内 容	新築、汲み取り便槽または単独浄化槽から転換する場合 浄化槽設置費用の範囲内で、5人槽469,000円、7人槽645,000円、10人槽864,000円まで補助します。 合併浄化槽を再設置する場合 浄化槽設置費用の範囲内で、5人槽249,000円、7人槽369,000円、10人槽500,000円まで補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	下水道課 管理係(電話 0824-62-6151) (FAX 0824-62-6356)

名 称	排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給
概 要	既設の便所（くみ取り便所・単独浄化槽）の改造資金の融資あっせんを行い、取扱金融機関からの借入金に対して利子補給をします。
対 象	公共下水道などへの接続工事をする個人（合併浄化槽からの接続工事は対象外）
内 容	融資あっせん額は、融資対象1 改造工事につき100万円までです。 月々1万円以上で60回以内の元金均等月賦償還（無利子）です。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	下水道課 管理係（電話 0824-62-6151）（FAX 0824-62-6356）

名 称	高齢者運転免許自主返納支援事業（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	車の運転に不安を感じ、運転免許証を自主的に返納された高齢者を支援します。
対 象	①運転免許証返納時に市内に住民登録している65歳以上の方 ②有効期限内の運転免許証を警察に自主返納した方
内 容	①～③のいずれかを支援 ①三次市民バスなどの無料利用者証（有効期限あり） ②1万円相当の広島県交通系ICカード「バスビー」 ③1万円相当の市内タクシー利用助成券（有効期限あり）
申 請 法	直接窓口で手続きをしてください。申請には警察署が発行して3か月以内の「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。
担 当	まちづくり交通課 自治交通係 （電話 0824-62-6247）（FAX 0824-62-6235）

名 称	老朽危険建物除却促進事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	老朽危険化した住宅で、倒壊などにより隣地や道路に重大な損害を及ぼす恐れのある物の解体費用の一部を補助します。
対 象	建物を所有されている方または建物の建っている土地を所有されている方
内 容	解体費用の3分の1（50万円まで）を補助します。
申 請 法	申請方法などはホームページをご覧ください。窓口または担当へお問い合わせください。
担 当	都市建築課 建築指導係（電話 0824-62-6385）（FAX 0824-62-6166）

防災減災・安全

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆被災住宅の改修資金が必要な方
- ◆防犯灯整備をする方 など

☆ 掲載事業 ☆

自然災害対策工事資金融資制度	26
LED防犯灯設置補助金（要綱期限：令和8年度まで）	26
自主防災組織活動補助金（要綱期限：令和6年度まで）	26
木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業 （要綱期限：令和8年度まで）	26
ブロック塀等安全確保事業補助金（要綱期限：令和7年度まで）	27
がけ地近接危険住宅移転事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	27
建築物土砂災害対策改修促進事業補助金	27
雨水流出抑制施設設置補助金	27
防災士育成事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	28

防災減災・安全

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆被災住宅の改修資金が必要な方
- ◆防犯灯整備をする方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・LED防犯灯設置補助金制度

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/kikikanri m/news_LED_bohanto.html

- ・防災に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/1/2/6/>

名 称	自然災害対策工事資金融資制度
概 要	自然災害により被災した家屋などの修繕工事を行う場合、必要な事業資金を提供します。
対 象	市内で自然災害対策工事を実施する方
内 容	融資限度額 30万円以上～200万円以内 融資期間 5年以内
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	危機管理課 危機管理係（電話 0824-62-6116）（FAX 0824-62-2951）

名 称	LED防犯灯設置補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	LED防犯灯の新設に要する工事費用の一部を補助します。
対 象	市内に住所を有する個人または団体
内 容	工事費用の2分の1（補助上限1灯当たり2万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	危機管理課 危機管理係（電話 0824-62-6116）（FAX 0824-62-2951）

名 称	自主防災組織活動補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	自主防災組織の活動推進に要する経費について補助します。
対 象	市内19の自主防災組織連合会
内 容	19組織に対して防災活動や避難訓練などに要した経費を補助します。
申 請 法	市から直接対象組織に通知します。
担 当	危機管理課 危機管理係（電話 0824-62-6116）（FAX 0824-62-2951）

名 称	木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業 （要綱期限：令和8年度まで）
概 要	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅などの耐震診断および耐震改修工事等を行う場合に補助します。
対 象	建築物の所有者または現に居住している方
内 容	耐震診断費用の3分の2（6万円まで）、耐震改修工事費の80%（83万8千円まで）、現地建替え工事費の80%（83万8千円まで）、除却工事費の23%（50万円まで）を補助します。
申 請 法	申請は随時受け付けています。申請方法などはホームページをご覧ください。窓口または担当へお問い合わせください。
担 当	都市建築課 建築指導係（電話 0824-62-6385）（FAX 0824-62-6166）

名 称	ブロック塀等安全確保事業補助金（要綱期限：令和7年度まで）
概 要	倒壊のおそれのあるブロック塀等の、除去や建替費用の一部を補助します。
対 象	・避難路（緊急輸送道路）小中学校の通学路または避難所等に至る経路に面するもの ・道路面からの高さが0.6m以上のもの ・建築基準法の規定に違反していないもの
内 容	除却工事（上限15万円，対象費用の3分の2以内） 建替工事（上限 除却15万円＋建替15万円，対象費用の3分の2以内）
申 請 方 法	担当課へ申請書を提出してください。（様式はホームページにもあります） また申請前に、事前相談をしてください。
担 当	都市建築課 建築指導係（電話 0824-62-6385）（FAX 0824-62-6166）

名 称	がけ地近接危険住宅移転事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などにある住宅の移転に関する費用の一部を補助します。
対 象	●がけ条例建築制限区域 ●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ●急傾斜地崩壊危険区域 にある既存住宅
内 容	建物の除却費と、移転先の住宅購入のための借入金の利子分を補助します。
申 請 方 法	申請方法は直接担当へお問い合わせください。
担 当	都市建築課 建築指導係（電話 0824-62-6385）（FAX 0824-62-6166）

名 称	建築物土砂災害対策改修促進事業補助金
概 要	土砂災害対策改修に関する工事費の一部を補助します。
対 象	土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅・建築物（居室を有するもの）
内 容	改修費用の23%（千円未満切捨て）（限度額75万9千円）
申 請 方 法	申請方法は直接担当へお問い合わせください。
担 当	都市建築課 建築指導係（電話 0824-62-6385）（FAX 0824-62-6166）

名 称	雨水流出抑制施設設置補助金
概 要	雨水流出抑制施設を設置する場合、設置に係る費用の一部を補助します。
対 象	畠敷・願万地地区の一部（開発行為届出区域）に住所を有する個人または事業者
内 容	設置費用の2分の1を補助します。限度額は 雨水貯留タンク100～200L 25,000円 雨水貯留タンク201L以上 30,000円 浄化槽等転用雨水貯留タンク 60,000円 雨水浸透枳 15,000円
申 請 方 法	申請方法は直接担当へお問い合わせください。
担 当	都市建築課 都市計画係（電話 0824-62-6160）（FAX 0824-62-6166）

名 称	防災士育成事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	防災士の資格取得に要する受講料の一部を補助します。
対 象	市内に住所を有する個人、資格取得後に三次市防災士ネットワークに加入して自主防災組織等と連携または協力し、地域における防災リーダーとして活動する意思のある方など
内 容	資格取得経費の2分の1（補助上限3万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	危機管理課 危機管理係（電話 0824-62-6116）（FAX 0824-62-2951）

子育て

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆子育て中の保護者の方
- ◆障害のある子どもや保護者の方
- ◆妊娠している方
- ◆不妊治療中の方 など

☆ 掲載事業 ☆

ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）	31
ネウボラみよしサテライト（地域子育て支援センター）巡回相談	... 31
三次市こども家庭センター	31
産前・産後ヘルパー派遣事業	31
産婦健診事業（産後2週・1か月）	32
産後ケア事業（母乳育児相談助成券交付）	32
産後ケア事業（宿泊型・デイケア型・アウトリーチ型）	32
母子健康手帳・父子健康手帳の交付	32
パパママ教室	33
赤ちゃん訪問	33
離乳食講座	33
妊婦訪問	33
不妊治療・不育治療費助成事業（不妊検査・一般不妊治療・特定不妊治療・不育治療）	34
児童手当	34
放課後児童クラブ	34
子育てサポート事業	34
休日保育	35
一時預かり保育	35
病児・病後児保育室 すくすく	35
児童扶養手当	35
こども医療費助成	36
ひとり親家庭等医療費助成	36
ひとり親家庭等入学支度金支給事業（要綱期限：令和6年度まで）	36
ひとり親家庭等住居確保支援事業（要綱期限：令和6年度まで）	36
ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金事業	37
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	37
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	37
母子・父子・寡婦福祉資金	37
特別児童扶養手当	38
紙おむつ購入費の助成	38
住宅改修費などの助成	38
障害児施設利用者自己負担経費への助成	38
障害児施設利用者自己負担交通費の助成	39
こども発達支援センター	39
多子世帯保育利用料軽減（第2子目以降の保育利用料軽減）	39
私立幼稚園及び認可外保育施設多子世帯保育料軽減補助金 （第2子目以降の保育料軽減）（要綱期限：令和6年度まで）	39
幼児教育・保育の無償化	40
私立幼稚園及び認可外保育施設副食費軽減補助金	40
定期予防接種事業	40
風しん予防接種費用助成事業	40
ワクチン接種費用助成事業（流行性耳下腺炎）	41

子育て

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆子育て中の保護者の方
- ◆障害のある子どもや保護者の方
- ◆妊娠している方
- ◆不妊治療中の方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・三次市子育て応援サイト

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/kosodate/>

- ・ネウボラみよし

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/kosodate_info/neubora_miyoshi.html

- ・妊娠・出産に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/kosodate/list14-42.html>

- ・保育施設等・幼稚園・学童保育に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/kosodate_m/kyoutu/hoikusisetu.html

- ・ひとり親家庭に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/kosodate_m/ikujishien/ikuji_m/jiritsu_sien.html

- ・児童福祉に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/2/16/93/>

- ・こども医療に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/kosodate/1927.html>

- ・予防接種に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hoken_m/kosodate/yobousessyu.html

名 称	ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）
概 要	安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から18歳まで、切れ目ない相談支援を行います。
対 象	妊娠期から18歳までの方、その保護者
内 容	保健師、助産師、看護師、家庭児童相談員などの専門スタッフが、妊娠・出産・子育てなどに関する相談に応じます。
申 請 法	窓口でお気軽にご相談ください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382） こども家庭支援課 こども家庭相談係 （電話 0824-64-6011）（FAX 0824-62-6300）

名 称	ネウボラみよしサテライト（地域子育て支援センター）巡回相談
概 要	地域子育て支援センター3か所に巡回して、育児などに関する相談を行います。
対 象	乳幼児とその保護者
内 容	身体計測・育児に関する相談・栄養相談 会場：北部あそびの広場（布野生涯学習センター内）・三良坂地域子育て支援センターみつばち・地域子育て支援センターすまいる（粟屋西自治交流センター内）
申 請 法	事前申し込みは不要です。 日時は担当課へお問い合わせください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382） こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	三次市こども家庭センター
概 要	妊娠・出産・子育てに関する相談や、子ども自身からの相談、虐待や貧困・ヤングケアラーなど、ご家庭の様々な問題や困りごとに総合的に対応する相談窓口です。
対 象	妊産婦、子ども、子育て家庭
内 容	保健師、家庭児童相談員などの母子保健や子育て支援に携わる専門スタッフが相談に応じます。
申 請 法	窓口や電話でご相談ください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382） こども家庭支援課 こども家庭相談係 （電話 0824-64-6011）（FAX 0824-62-6300）

名 称	産前・産後ヘルパー派遣事業
概 要	妊娠期または産後に、家事および育児の支援が必要と認められる方に、家事および育児を支援するヘルパーを派遣します。
対 象	市内に住所を有し、妊婦およびおおむね産後1年未満の産婦で、家事および育児を行う人がいないなど、支援の必要な方
内 容	ヘルパーを派遣し、家事および育児を支援します。
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	産婦健診事業（産後2週・1か月）
概 要	産後2週目と1か月健診時において、医療機関での産婦健診費用を助成し、健診費用の負担軽減を図るとともに、産後の健康状態の確認を行います。
対 象	市内に住所を有する産婦
内 容	委託医療機関において、産後2週目と1か月健診時に費用助成を行います。
申 請 方 法	母子健康手帳交付時に、産婦健診受診票を2枚交付します。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	産後ケア事業（母乳育児相談助成券交付）
概 要	おおむね産後4か月未満の母親とその子を対象に、母乳ケア並びに育児に関する相談を行います。
対 象	市内に住所を有するおおむね4か月未満の母親とその子ども
内 容	母乳育児相談助成券1枚を交付し、委託医療機関、助産所等において相談を行います。
申 請 方 法	母子健康手帳交付時に、母乳育児助成券を交付します。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	産後ケア事業（宿泊型・デイケア型・アウトリーチ型）
概 要	おおむね産後1年未満の母親とその子を対象に、母乳ケア並びに育児に関する相談を行います。
対 象	市内に住所を有するおおむね1年未満の母親とその子ども
内 容	委託助産師が、母子に対する心身のケアや育児指導などを行います。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	母子健康手帳・父子健康手帳の交付
概 要	母子健康手帳・父子健康手帳を交付します。
対 象	妊娠の届けをした方
内 容	母子健康手帳・父子健康手帳の交付
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	パパママ教室
概 要	妊娠・出産・育児についての学習と妊婦とその家族の交流の場として開催します。
対 象	妊婦とその家族
内 容	妊婦体験・沐浴実習などを行います。
申 請 方 法	電話などで担当課へお申し込みください。（実施4日前までに予約）
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	赤ちゃん訪問
概 要	保健師，助産師，看護師，母子保健推進員等が訪問して相談を行います。
対 象	生後1～2か月頃のお子さんを持つ家庭
内 容	身体計測，予防接種の説明，子育ての相談などを行います。
申 請 方 法	電話などで担当課へお申し込みください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話0824-62-6257）（FAX0824-62-6382）

名 称	離乳食講座
概 要	離乳食作りを通して，お子さんにあった離乳食を知り，不安解消につなげます。
対 象	離乳食をこれから始める方～離乳食中期（7～8か月）頃の保護者
内 容	離乳食作り体験・試食などを行います。
申 請 方 法	電話などで担当課へお申込みください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名 称	妊婦訪問
概 要	保健師，助産師，看護師などが妊娠中の方を訪問して相談を行います。
対 象	妊婦の方
内 容	妊娠中の相談などに応じます。
申 請 方 法	電話などで担当課へお申し込みください。
担 当	健康推進課 健康推進係（電話 0824-62-6257）（FAX 0824-62-6382）

名称	不妊治療・不育治療費助成事業 (不妊検査・一般不妊治療・特定不妊治療・不育治療)
概要	不妊検査や不妊治療をされた方へ助成します。
対象	令和6年4月1日以降に治療を開始し、夫婦ともに市内に住所を有する方、市税などの滞納のない方(※助成内容により要件が異なります)
内容	不妊治療・不育治療に対し、一律5万円を助成します。 (※詳しくはお問い合わせください)
申請方法	窓口で直接手続きをしてください。
担当	健康推進課 健康企画係(電話 0824-62-6232)(FAX 0824-62-6382)

名称	児童手当
概要	児童を養育している方に手当を支給します。
対象	中学校卒業までの子どもを養育している方
内容	支給月額(所得制限あり) 3歳未満 一律15,000円、3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降 15,000円)、中学生 一律10,000円 所得制限限度額を超えた場合は、一律5,000円 ※所得上限限度額を超えた場合は児童手当・特例給付は支給されません。
申請方法	窓口で直接手続きをしてください。
担当	こども家庭支援課 育児支援係(電話 0824-62-6148)(FAX 0824-62-6300)

名称	放課後児童クラブ
概要	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、生活拠点としての支援を行います。
対象	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童
内容	放課後に家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、安全に過ごすことを支援します。〔負担金 月額4,000円(入会児童2人目以降 2,000円)〕
申請方法	窓口で直接手続きをしてください。
担当	社会教育課 児童育成係(電話 0824-62-6182)(FAX 0824-62-6288)

名称	子育てサポート事業
概要	子育ての援助をしたい「まかせて会員」が、子育ての援助をしてほしい「おねがい会員」の子どもを自宅で預かる援助活動です。
対象	おねがい会員：三次市在住で0歳～小学校6年生の保護者 まかせて会員：講習を受けた20歳以上の三次市在住の方で、自宅で預かることができる方
内容	【おねがい会員利用料金】 ・400円/時間(7～21時)、500円/時間(5～7時・21～23時)、夜間(22～翌7時)3,000円/人 【まかせて会員受取額】 ・800円/時間(7～21時)、1,000円/時間(5～7時・21～23時)、夜間(22～翌7時)3,000円/人 ※まかせて会員受取額の半額を市が助成(夜間を除く) ※夜間を除く、土・日・祝・年末年始については、割増料金がかかります。
申請方法	おねがい会員：登録申請の上、利用時は事前の連絡が必要です。 まかせて会員：会員講習会を受講していただき、会員登録します。
担当	こども家庭支援課内 三次市子育てサポート会事務局 (電話 0824-62-6148)(FAX 0824-62-6300)

名 称	休日保育
概 要	保護者のいずれもが休日勤務をしているなど、保育ができない事情がある場合に、東光保育所において休日保育を行います。
対 象	市内の認可保育所に入所している児童
内 容	・ 3歳未満児 3,200円／日、500円／時間、延長保育200円／時間 ・ 3歳以上児 2,500円／日、500円／時間、延長保育200円／時間
申 請 方 法	利用日の前月20日までに子育て支援課への申込みが必要です。
担 当	保育課 保育係（電話 0824-62-6147）（FAX 0824-62-6300）

名 称	一時預かり保育
概 要	一時的に保育が必要となる場合、保育所に入所していなくても保育サービスを受けることができます。（酒屋、三良坂、みわ、こうぬ、東光、みゆき、だっこルーム）
対 象	満6か月以上（ただし、みゆきこども園は満4か月以上）
内 容	・ 3歳未満児 42,000円／月、3,200円／日、500円／時間 ・ 3歳以上児 32,000円／月、2,500円／日、500円／時間（みゆきこども園、だっこルームは異なります）
申 請 方 法	各施設へ直接お問い合わせください。（酒屋、三良坂、みわ、こうぬ、東光、みゆき、だっこルーム）
担 当	保育課 保育係（電話 0824-62-6147）（FAX 0824-62-6300）

名 称	病児・病後児保育室 すくすく
概 要	子どもが病気の回復期または回復期に至らない場合で、家庭で保育ができない場合お預かりします。（市立三次中央病院内）
対 象	生後6か月～小学校6年生までの子ども
内 容	2,000円／1日（減免制度あり）
申 請 方 法	事前に登録申請・利用申し込みが必要です。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	児童扶養手当
概 要	父または母がいないか、実質的に父または母が不在の状態となっている家庭で、その児童を養育している方に、手当を支給します。
対 象	18歳に達する日の属する年度の末日までにある子どもまたは20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方の養育者
内 容	本人および扶養義務者の所得により、10,740円／月～45,500円／月の段階で手当を支給します。（全額支給停止あり）
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	こども医療費助成
概 要	こどもの医療費の助成をします。
対 象	18歳に達する日の属する年度の末日までにある子ども（子ども自身が婚姻，就労している，養育世帯が市外にある場合を除く）
内 容	医療費の一部負担金が，1 医療機関当たり入院1 日500円（月14日まで），通院1 日500円（月4日まで）を超える部分を助成します。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	ひとり親家庭等医療費助成
概 要	ひとり親家庭の父母などの医療費の自己負担分の一部を助成します。
対 象	18歳に達する日の属する年度の末日までにある子どもを養育している，ひとり親家庭（所得税非課税世帯）
内 容	医療費の一部負担金が，1 医療機関当たり入院1 日500円（月14日まで），通院1 日500円（月4日まで）を超える部分を助成します。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	ひとり親家庭等入学支度金支給事業（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	ひとり親家庭等の子どもが高等学校等に入学する場合に入学支度金を支給します。
対 象	入学する年の4月1日に市内に住所があり，20歳未満の子どもを監護するひとり親家庭等の父，母または養育者（所得要件ほか審査あり）
内 容	高等学校等に入学する場合 子ども1人につき 3万円
申 請 方 法	在学証明書を添付して6月末日までに窓口で直接手続きをしてください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	ひとり親家庭等住居確保支援事業（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	ひとり親家庭等になった最初の住居移転等の費用の一部及びひとり親家庭等になって1年以内の家庭を対象に支払った家賃の一部を補助します。
対 象	ひとり親家庭等になった最初の住居移転等の費用が発生した者及びひとり親家庭等になって1年以内の者で，市内の民間賃貸住宅に居住し，本人が契約者となり家賃を支払っている方（所得要件ほか審査あり）
内 容	引越し費用，賃貸契約時等の費用の2分の1以内（上限10万円） 家賃月額から住宅手当を差し引いた額の2分の1以内（上限1万円/月）
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	ひとり親家庭等高等職業訓練促進費給付金事業
概 要	母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給します。
対 象	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親（所得要件等あり）
内 容	就業する期間の全期間（上限4年）※修了支援給付金は養成機関修了後1回のみ支給 訓練促進給付金 月額 130,000円（市民税課税世帯は月額91,500円）、 最後の12ヶ月は月額 140,000円（市民税課税世帯は月額110,500円） 修了支援給付金 50,000円（市民税課税世帯は25,000円）
申 請 方 法	事前相談が必要です。窓口にお問い合わせください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
概 要	母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な技能や資格を取得するため指定された教育訓練講座を受講した場合、費用の一部を支給します。
対 象	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親（所得要件等あり）
内 容	対象講座の受講料の60%に相当する額（上限20万円、下限12,000円）を支給 ※雇用保険法などの規定による専門実践教育訓練の場合は修学年数に40万円を乗じた額（上限160万円）
申 請 方 法	事前の相談及び申請が必要です。窓口にお問い合わせください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
概 要	ひとり親家庭の親および子が高卒認定試験の合格をめざすために対策講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。
対 象	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親および20歳未満のひとり親家庭の子ども（所得要件等あり）
内 容	①受講開始時給付金：対象講座受講費用の30%（上限7万5千円） ②受講修了時給付金：対象講座受講費用の10%（①とあわせて上限10万円） ③合格時給付金：対象講座受講費用の20%（①と②をあわせて上限15万円） ※合格時給付金は、受講修了時給付金との合計額
申 請 方 法	事前の相談および申請が必要です。窓口にお問い合わせください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	母子・父子・寡婦福祉資金
概 要	生活の安定と子どもの福祉増進を図るため、修学資金・技能習得資金・就学支度資金など、13種類の資金の貸し付け制度があります。
対 象	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦など
内 容	窓口にお問い合わせください。
申 請 方 法	窓口にお問い合わせください。
担 当	こども家庭支援課 育児支援係（電話 0824-62-6148）（FAX 0824-62-6300）

名 称	特別児童扶養手当
概 要	心身に障害を有する児童を養育している方に手当を支給します。
対 象	身体、知的障害または精神疾患のある20歳未満の子どもを養育している父または母など
内 容	1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 を支給します。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	社会福祉課 障害者福祉係（電話 0824-65-2051）（FAX 0824-62-6285）

名 称	紙おむつ購入費の助成
概 要	心身障害がある在宅の子どもの紙おむつ購入費を助成します。
対 象	常時紙おむつを必要とする在宅の心身障害児（3歳以上18歳未満）で、世帯の市民税所得割額が16万円未満の方
内 容	在宅心身障害児紙おむつ購入助成券 2,000円（月単位）を交付します。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	社会福祉課 障害者福祉係（電話 0824-65-2051）（FAX 0824-62-6285）

名 称	住宅改修費などの助成
概 要	住宅・設備をその子どもに適するように改修などする際の経費を助成します。
対 象	身体障害者手帳または療育手帳等の交付を受けている、一定の障害のある子ども（3歳以上18歳未満）の保護者
内 容	限度額40万円
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	社会福祉課 障害者福祉係（電話 0824-65-2051）（FAX 0824-62-6285）

名 称	障害児施設利用者自己負担経費への助成
概 要	障害児の児童発達支援センターの利用にかかった自己負担経費を助成します。
対 象	障害児通所給付費の支給決定を受けている保育所・幼稚園などの利用者の保護者
内 容	施設利用負担月額（福祉サービス＋食費）のうち保護者が支払った実負担経費を助成します。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	社会福祉課 障害者福祉係（電話 0824-65-2051）（FAX 0824-62-6285）

名 称	障害児施設利用者自己負担交通費の助成
概 要	障害児の通所にかかった交通費を助成します。
対 象	障害児通所給付費の支給決定を受けている障害のある子どもの保護者
内 容	自家用車、公共交通機関など利用による市外の施設への送迎に要する経費として、通所1日当たり定額650円を助成します。
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	社会福祉課 障害者福祉係（電話 0824-65-2051）（FAX 0824-62-6285）

名 称	こども発達支援センター
概 要	発達に関する相談や教室（愛称：すまいる）を行っています。子どもの「ココロ」と「カラダ」の健やかな育ちを支援しています。
対 象	未就学児およびその保護者
内 容	①発達相談（運動発達、言語発達、就学、こども発達個別、保育所等巡回） ②親子通所教室 ③地域子育て支援センター「すまいる」
申 請 方 法	保健師や各保育所、こども発達支援センターにご相談ください。
担 当	保育課 こども発達支援係（電話 0824-62-2776）（FAX 0824-62-2776）

名 称	多子世帯保育利用料軽減（第2子目以降の保育利用料軽減）
概 要	市内の認可保育所に入所している第2子目以降の児童に対する保育利用料を減額し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
対 象	生計を一にする世帯の年齢の高い方から数えて2番目以降の子どもが、市内の認可保育所に入所している保護者
内 容	保育利用料（延長保育料、一時預かり料は除く）について、第2子の児童は半額、第3子目以降は無料となります。（要件：市税などの滞納がないこと）
申 請 方 法	入所申込時に直接手続きをしてください。
担 当	保育課 保育係（電話 0824-62-6147）（FAX 0824-62-6300）

名 称	私立幼稚園及び認可外保育施設多子世帯保育料軽減補助金 （第2子目以降の保育料軽減）（要綱期限：令和6年度まで）									
概 要	私立幼稚園または認可外保育施設に入園している第2子目以降の児童に対する保育料を補助し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。									
対 象	生計を一にする世帯の年齢の高い方から数えて2番目以降の子どもが、私立幼稚園または認可外保育施設に入園している保護者									
内 容	● 補助限度額 <table><tr><td>【幼稚園】</td><td>・第2子目以降</td><td>満3歳以上児：500円／月</td></tr><tr><td>【認可外保育施設】</td><td>・第2子目</td><td>3歳未満児：15,500円／月、3歳以上児：13,000円／月</td></tr><tr><td></td><td>・第3子目以降</td><td>3歳未満児：31,000円／月、3歳以上児：26,000円／月</td></tr></table> ● 要件：市税などの滞納がないこと	【幼稚園】	・第2子目以降	満3歳以上児：500円／月	【認可外保育施設】	・第2子目	3歳未満児：15,500円／月、3歳以上児：13,000円／月		・第3子目以降	3歳未満児：31,000円／月、3歳以上児：26,000円／月
【幼稚園】	・第2子目以降	満3歳以上児：500円／月								
【認可外保育施設】	・第2子目	3歳未満児：15,500円／月、3歳以上児：13,000円／月								
	・第3子目以降	3歳未満児：31,000円／月、3歳以上児：26,000円／月								
申 請 法	所定様式により幼稚園または保育施設へ申請してください。									
担 当	保育課 保育係（電話 0824-62-6147）（FAX 0824-62-6300）									

名 称	幼児教育・保育の無償化
概 要	令和元年10月1日から利用料が無償化されています。
対 象	3歳から5歳（小学校就学前まで）の子ども、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもであり保育の必要性の認定を受けた子ども
内 容	保育所等の利用料が無償化となります。年齢、通所される保育施設により無償化となる上限額が異なります。
申 請 方 法	通所する保育施設を通して申請書を提出してください。
担 当	保育課 保育係（電話 0824-62-6147）（FAX 0824-62-6300）

名 称	私立幼稚園及び認可外保育施設副食費軽減補助金
概 要	私立幼稚園または認可外保育施設に入園している児童に対する副食費を補助し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
対 象	私立幼稚園に通園する満3歳以上児または認可外保育施設に通園する当該年度の初日の前日において3歳以上児の保護者
内 容	対象経費：児童に提供する給食のうち、副食の提供にかかる実費徴収額 補助限度額：日額225円、月額4,500円 要件：市税などの滞納がないこと など
申 請 方 法	所定様式を幼稚園または保育施設へ提出してください。
担 当	保育課 保育係（電話 0824-62-6147）（FAX 0824-62-6300）

名 称	定期予防接種事業
概 要	予防接種法に定める定期予防接種を行います。
対 象	ワクチンの種類により対象年齢は異なります。
内 容	委託医療機関において個別接種が受けられます。
申 請 方 法	出生・転入された方、接種対象者に個別に通知します。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	風しん予防接種費用助成事業
概 要	生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しん予防接種費用の一部を助成します。
対 象	①妊婦健診で風しん抗体価が十分でないと確認できた方 ②妊娠または妊娠を希望する女性で、抗体検査の結果、風疹抗体価が低いと分かった方と同居している方（同居している方も抗体価が低いと分かった方）。
内 容	風しんワクチン接種の場合 3,000円 麻しん風しん混合ワクチン接種の場合 5,000円 ※生活保護世帯の方は全額助成
申 請 方 法	予防接種後に申請してください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	ワクチン接種費用助成事業（流行性耳下腺炎）
概 要	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の予防接種に要する費用の一部を助成します。
対 象	1 歳以上から小学校就学前まで（接種希望者）
内 容	委託医療機関での個別接種により各 1 回を助成します。（流行性耳下腺炎予防接種 7,909円まで）
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

教育

次のような方への支援事業をまとめました。

◆就学への援助が必要な方 など

☆ 掲載事業 ☆

就学援助制度	44
教育奨学金	44
三次市医師育成奨学金貸付事業	44
青少年体験活動事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	44
高校生地域活動支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	45

教育

次のような方への支援事業をまとめました。

◆就学への援助が必要な方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

・就学援助・奨学金（学校）に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou_m/index_gakkou.html

名 称	就学援助制度
概 要	家庭の経済的理由のために就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品などの経費を援助します。
対 象	経済的理由のため就学困難と認められる、三次市に住所を有する児童生徒の保護者、三次市立小中学校に就学する児童生徒の保護者
内 容	学用品費・給食費・校外活動費・修学旅行費などを、年数回に分けて支給します。
申 請 法	各学校に申し出てください。
担 当	学校教育課 学事係（電話 0824-62-6184）（FAX 0824-62-6288）

名 称	教育奨学金
概 要	修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生に対し、教育の機会均等を図るため、奨学金を無利子でお貸しします。
対 象	父母などが1年以上市内に住所を有している、高等学校、大学、短期大学、専修学校などの在學生（※その他資格要件あり）
内 容	修業年限を超えない期間で、月額15,000円から48,000円を無利子でお貸しします。返還開始後、5年間三次市に住み続けると、以降の返還が免除になる場合もあります。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。 申請期間 例年2月1日から4月15日
担 当	社会教育課 児童育成係 （電話 0824-62-6182）（FAX 0824-62-6288）

名 称	三次市医師育成奨学金貸付事業
概 要	医師免許取得後、三次市の地域医療に従事しようとする医学生に対し、奨学金を貸与します。
対 象	①令和6年4月に大学医学部医学科に入学した三次市出身の方 ②医師免許取得後、三次市内の医療機関に勤務し、地域医療に貢献する強い意志のある方
内 容	入学支度金100万円 奨学金月額20万円×6年間 医師免許取得後、9年間三次市内の医療機関に勤務すれば、全額の返還を免除。
申 請 法	申請受付期間中に必要書類を添えて申請書を提出してください。
担 当	健康推進課 健康企画係（電話 0824-62-6232）（FAX 0824-62-6382）

名 称	青少年体験活動事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	市内の青少年（小学生以上おおむね18歳以下）自然体験活動などを行う団体に対して、助成します。
対 象	構成員の半数以上が市内に居住し、青少年の体験活動の振興に自主的に取り組む団体
内 容	活動経費の2分の1以内、15万円を上限に助成します。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	社会教育課 児童育成係（みよしまちづくりセンター） （電話 0824-64-0092）（FAX 0824-64-0067）

名 称	高校生地域活動支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	高校生が取り組む地域振興や地域貢献に関する活動など，高等学校が行う郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業や学習活動等を支援します。
対 象	三次市内に所在する学校教育法に定める高等学校
内 容	1校当たり60万円上限 （活動1件当たり20万円上限（対象経費の100%以内））
申 請 法	市内高等学校を介して手続きをしてください。
担 当	社会教育課 児童育成係 （電話 0824-62-6182）（FAX 0824-62-6288）

芸術・文化 スポーツ

次のような方への支援事業をまとめました。

◆スポーツや文化活動に取り組んでいる方

☆ 掲載事業 ☆

真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（団体運営）（要綱期限：令和6年度まで）	48
真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（指導者育成）（要綱期限：令和6年度まで）	48
真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（大会等開催）（要綱期限：令和6年度まで）	48
真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（合宿等実施）（要綱期限：令和6年度まで）	48
スポーツ審判員等育成支援事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	49
スポーツのまちみよし応援事業補助金	49

芸術・文化 スポーツ

次のような方への支援事業をまとめました。

◆スポーツや文化活動に取り組んでいる方

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・ 真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金に関すること
<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/49/3529.html>
- ・ スポーツ審判員等育成支援事業補助金に関すること
<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/9/1431.html>

名 称	真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（団体運営） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	市内のおおむね18歳以下の子どものスポーツ・文化の振興と育成を支援します。
対 象	市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化団体または子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む団体
内 容	団体などの運営経費の2分の1以内、10万円を上限として補助します。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	社会教育課 文化学習係 （電話 0824-62-6191）（FAX 0824-62-6288）

名 称	真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（指導者育成） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	市内のおおむね18歳以下の子どものスポーツ・文化の振興と育成を支援します。
対 象	市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化団体または子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む団体
内 容	指導者育成のための経費の2分の1以内、3万円を上限として補助します。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	社会教育課 文化学習係 （電話 0824-62-6191）（FAX 0824-62-6288）

名 称	真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（大会等開催） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	市内のおおむね18歳以下の子どものスポーツ・文化の振興と育成を支援します。
対 象	市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化団体または子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む団体
内 容	市内で開催し、参加者のおおむね半数以上が市内の子どもである大会などの開催経費の2分の1以内、10万円を上限として補助します。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	社会教育課 文化学習係 （電話 0824-62-6191）（FAX 0824-62-6288）

名 称	真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（合宿等実施） （要綱期限：令和6年度まで）
概 要	市内のおおむね18歳以下の子どものスポーツ・文化の振興と育成を支援します。
対 象	市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化団体または子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む団体
内 容	市内の施設を利用した子どもの合宿に子ども1人当たり500円、指導者1人当たり1,500円を上限に補助します。（子ども10人泊以上、指導者3人まで）
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	社会教育課 文化学習係 （電話 0824-62-6191）（FAX 0824-62-6288）

名 称	スポーツ審判員等育成支援事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	各種競技会の円滑な運営のため、審判員などの「初任者」資格取得を助成します。
対 象	三次市体育協会加盟競技団体（専門部） 市内に団体事務所を置き、各競技団体組織に所属して競技会を実施している団体
内 容	審判員など講習会開催費用（講師謝金他）、資格取得費用（受講料、登録料他）、審判用の物品・被服購入費用について、2分の1から10割（上限額あり）を補助します。
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	共生社会推進課 スポーツ推進係 （電話 0824-62-6553）（FAX 0824-62-6235）

名 称	スポーツのまちみよし応援事業補助金
概 要	市民がライフステージに応じてスポーツに親しみ、健康でいきいきと活力あふれる「スポーツのまちみよし」の実現に向けた取組に対し補助します。
対 象	市内に事務局を置き、スポーツ活動に自主的に取り組む団体
内 容	「スポーツのまちみよし」の実現を目的とした次の取組の実施費用を補助します。 ①スポーツの習慣化、②地元広島県を拠点とするトップチームの応援 ③トップアスリートとの交流、④スポーツ大会・合宿の誘致、⑤女子スポーツの応援
申 請 法	所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。
担 当	共生社会推進課 スポーツ推進係 （電話 0824-62-6553）（FAX 0824-62-6235）

定住・交流

次のような方への支援事業をまとめました。

◆新たな定住のための住宅への補助が知りたい方 など

☆ 掲載事業 ☆

移住支援金	……52
Uターン者実家等改修補助金（要綱期限：令和8年度まで）	…… 52
空き家バンク改修補助金（要綱期限：令和8年度まで）	…… 52
移住者住宅取得奨励金（要綱期限：令和8年度まで）	…… 53
三次町街なみ整備助成事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	…… 53

定住・交流

次のような方への支援事業をまとめました。

◆新たな定住のための住宅への補助が知りたい方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・移住定住支援制度に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/8/1303.html>

- ・三次町街なみ整備推進事業に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/27/1268.html>

名 称	移住支援金
概 要	東京23区に在住または通勤する方が、三次市へ移住し起業や就業等を行う場合、支援金を交付します。
対 象	移住直前の10年間で5年以上、東京23区に在住または東京圏に在住し、東京23区へ通勤していた方。ただし、直近1年以上は、東京23区に在住または通勤していることが必要。 ※併せて①②③のいずれかに該当すること ①ひろしまワークスに掲載する市内企業に就職 ②テレワークにより従前の業務を継続 ③県の起業支援金の交付決定を受けていること
内 容	【基礎額】 単身60万円 2人以上の世帯100万円 【加算額】 18歳未満のこども 1人100万円
申 請 方 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	まちづくり交通課 移住定住推進係 (電話 0824-62-6129) (FAX 0824-62-6235)

名 称	Uターン者実家等改修補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	Uターン者が定住の目的をもって実家等に転入するために、実家等の所有者が改修を行う場合、改修に要する費用の一部を補助します。
対 象	実家等の所有者で転入者の3親等以内の方 条件は、Uターン者が市外に2年以上居住し、三次市へ定住の意思をもって転入する場合（市外に2年以上居住した後、転入している場合は、転入後1年を経過していないこと）
内 容	改修工事に要する費用の2分の1以内、上限30万円 【上限加算額】 中学生以上（Uターン者本人を除く）10万円/人、小学生以下20万円/人 ※加算額の上限は50万円
申 請 方 法	実施前に直接窓口で手続きをしてください。（補助金交付決定前に実施された場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください）
担 当	まちづくり交通課 移住定住推進係 (電話 0824-62-6129) (FAX 0824-62-6235)

名 称	空き家バンク改修補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	三次市空き家情報バンク制度を利用して空き家物件を購入し、改修をする場合、改修費用の一部を補助します。
対 象	空き家情報バンクの利用登録者（市外在住者もしくは転入して1年を経過していない方） ほか
内 容	改修工事に要する費用の2分の1以内、上限50万円 【上限加算額】 中学生以上（申請者本人を除く）10万円/人、小学生以下20万円/人 ※加算額の上限は50万円
申 請 方 法	実施前に直接窓口で手続きをしてください。（補助金交付決定前に実施された場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください）
担 当	まちづくり交通課 移住定住推進係 (電話 0824-62-6129) (FAX 0824-62-6235)

名 称	移住者住宅取得奨励金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	移住者が定住の目的をもって住宅を取得した場合、奨励金を交付します。
対 象	市外に2年以上居住し、三次市へ定住の意思をもって転入される方 （市外に2年以上居住後転入している場合は、転入後3年を経過していない方）
内 容	奨励額：15万円
申 請 法	対象物件登記完了後3か月以内に直接窓口で手続きをしてください。
担 当	まちづくり交通課 移住定住推進係 （電話 0824-62-6129）（FAX 0824-62-6235）

名 称	三次町街なみ整備助成事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	三次町の貴重な歴史と文化に育まれた街なみの資源を復活し、継承していくため、建築物などについて基準にあった修復などを行う方に対して補助します。
対 象	まちなみ協定で、適用対象とされている区域（現在は三次町の一部）において、まちなみ協定に同意し、かつ締結している方
内 容	補助対象経費の2分の1を補助します。補助限度額などは対象物件により異なります。（例）一般住宅 補助限度額150万円
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。（歴まち協議会へ事前協議が必要）
担 当	都市建築課 都市計画係（電話 0824-62-6160）（FAX 0824-62-6166）

住民自治

次のような方への支援事業をまとめました。

◆地域づくりに取り組む団体や個人 など

☆ 掲載事業 ☆

協働のまちづくり支援事業補助金（要綱期限：令和7年度まで）	……	56
地域集会施設整備等事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）	……	56
宝くじコミュニティ助成金	……	56
三次市市制施行20周年記念事業補助金	……………	56

住民自治

次のような方への支援事業をまとめました。

◆地域づくりに取り組む団体や個人 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・住民自治活動支援に関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/8/3172.html>

名 称	協働のまちづくり支援事業補助金（要綱期限：令和7年度まで）
概 要	地域課題解決や地域資源を活用した地域住民の主体的な活動支援を目的に補助します。
対 象	(1)住民自治組織 (2)市内を主たる活動拠点とした法人格を有する団体 (3)市民で構成された任意の団体
内 容	(1)住民自治組織 上限額：200万円 補助率2／3 (2)その他（上記の(2)、(3)）の団体 上限額：50万円 補助額2／3
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	まちづくり交通課 自治交通係 （電話 0824-62-6395）（FAX 0824-62-6235）

名 称	地域集会施設整備等事業補助金（要綱期限：令和6年度まで）
概 要	自治会などが所有・管理されている地域集会施設を整備される場合に補助します。
対 象	自治会、コミュニティ振興会など
内 容	改修・解体等の場合、補助対象経費の2分の1（上限100万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。（申込み期間がありますのでお問い合わせください）
担 当	まちづくり交通課 自治交通係 （電話 0824-62-6395）（FAX 0824-62-6235）

名 称	宝くじコミュニティ助成金
概 要	コミュニティ活動に必要な備品を整備される場合に助成します。
対 象	自治会
内 容	100万円から250万円までを助成します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。（申込み期間がありますのでお問い合わせください）
担 当	まちづくり交通課 自治交通係 （電話 0824-62-6395）（FAX 0824-62-6235）

名 称	三次市市制施行20周年記念事業補助金
概 要	市制20周年という記念すべき1年を盛り上げるために、市民の皆さんが自ら企画し、実施する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。
対 象	・三次市内を主な活動拠点とした法人格を有する団体 ・所在地が市内にあり、過半数が三次市民で構成された任意の団体や組織
内 容	・地域がこれまで行ってきた地域イベントに新たな工夫を加えたもの、または地域の新たなイベントで、持続可能なまちづくりや地域の賑わい創出に寄与するイベント（上限額：30万円、補助率：3分の2） ・広く市民等の参加が可能なイベントであり、本市の賑わいづくりにつながるイベント（上限額：50万円、補助率：3分の2）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	総務課 行政係（電話 0824-62-6153）（FAX 0824-62-6137）

農林畜産

次のような方への支援事業をまとめました。

◆農業、林業、畜産業をされている方 など

☆ 掲載事業 ☆

認定新規就農者育成支援事業	59
認定新規就農者リースハウス等整備支援事業	59
農業研修者受入支援事業	59
集落法人等新規雇用事業	59
経営継承促進事業	60
農地集積支援事業	60
麦・大豆等生産振興推進事業	60
振興作物産地化推進支援事業	60
果樹・花き生産振興支援事業	61
6次産品化支援事業補助金	61
地産地消応援事業	61
堆肥購入促進事業	61
乳用牛改良増進事業	62
酪農ヘルパー利用助成事業	62
肥育和牛導入支援事業	62
肉用牛ヘルパー利用助成事業	62
繁殖和牛飼養環境整備支援事業	63
繁殖和牛改良増進事業	63
ひろしまの森づくり事業（人工林対策）	63
ひろしまの森づくり事業（天然林対策）	63
危険木等伐採事業	64
鳥獣被害防護柵設置事業（個別）（三次市土地改良区委託事業）	64
三次市鳥獣被害対策集落支援事業	64
狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業	64
小規模農業用施設等改良事業補助金（三次市土地改良区委託事業）	65
農村環境保全事業補助金（三次市土地改良区委託事業）	65
環境保全型農業推進支援事業	65
二ホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金交付事業	65

農林畜産

次のような方への支援事業をまとめました。

◆農業、林業、畜産業をされている方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・農林畜産業の振興に関すること

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/nourin_m/index_nourin_shinko.html

名 称	認定新規就農者育成支援事業
概 要	青年等就農計画を作成し、認定された新規就農者を支援します。
対 象	市内で農業経営を行う認定新規就農者
内 容	① 栽培技術の習得、備品等購入事業（1回限り） 20万円以内 ② 施設及び植栽条件整備事業 3分の2以内の補助（補助上限300万円） ③ 機械導入事業 新規参入者：3分の2以内の補助（補助上限200万円） 経営継承者：2分の1以内の補助（補助上限100万円） ※補助上限額は1人当たりの累計額
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	認定新規就農者リースハウス等整備支援事業
概 要	認定新規就農者が実施するハウス等の施設整備にかかるリース事業に要する経費を支援します。
対 象	・市内に居住し市内で農業を営む認定新規就農者 ・市が指定する研修機関の研修を修了していること ・農業経営開始日の年齢が、原則45歳未満である方
内 容	リース料（契約開始から3年間対象）の10分の10（補助上限 100万円/年）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	農業研修者受入支援事業
概 要	市が指定する機関において農業研修を行う研修生及び研修生を受け入れる農家等に対して支援します。
対 象	・市内に居住する研修生または受入農家 ・受入農家は市が指定する研修機関または市が指定する研修機関から研修生を受け入れる認定農業者等
内 容	① 研修生：単年度30万円以内 ② 受入農家：単年度10万円以内
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	集落法人等新規雇用事業
概 要	集落法人及び認定農業者による従業員の新規雇用を支援します。
対 象	市内で農業経営を行う集落法人及び認定農業者
内 容	① 後継者の育成に取り組む場合：月額10万円（集落法人は2年以内、認定農業者は1年以内）の補助 ② 経営の多角化に取り組む場合：月額15万円（集落法人は2年以内、認定農業者は1年以内）の補助 ※集落法人及び認定農業者の新規雇用者は単年度に1人
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	経営継承促進事業
概 要	家族以外の第三者から農業経営を継承する際に必要な施設等の改修等の経費を支援します。
対 象	市内に居住する第三者継承者（認定農業者、認定新規就農者）
内 容	施設、設備の改良または改修及び果樹等の改植2分の1（補助上限100万円）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	農地集積支援事業
概 要	農業経営基盤強化促進事業または農地中間管理事業による賃借権の設定に対して支援します。
対 象	認定農業者、認定新規就農者
内 容	① 新規賃借権設定（設定期間9年以上） ・補助額2万円以内／10a（補助上限100万円） ② 賃借権更新（賃借権の更新が1回目の農地に限る。対象者は集落法人に限る。） ・補助額1万円以内／10a（補助上限300万円）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	麦・大豆等生産振興推進事業
概 要	出荷・販売用の麦・大豆・山の芋・カーターピーナッツ・小豆の水田での植栽を支援します。（山の芋・カーターピーナッツ・小豆は畑も対象）
対 象	① 麦・大豆：市内で農業経営を行う方（合計1ha以上植栽している方） ② 山の芋・カーターピーナッツ・小豆：市内で農業経営を行う方 （小豆は10a以上植栽している方）
内 容	1万円／10aの補助
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	振興作物産地化推進支援事業
概 要	白ねぎ・ほうれんそう・アスパラガスの新規植栽または作付拡大に必要な植栽条件整備、生産出荷に必要な機械などの導入を支援します。（面積要件・補助上限額有）
対 象	市内に居住し、市内の自己所有農地または利用権が設定された農地において、3年以上継続して白ねぎ、ほうれんそう、アスパラガスを生産及び出荷する方
内 容	① 植栽条件整備支援事業 事業に要した経費の2分の1以内（補助上限100万円） ※認定農業者及び認定新規就農者は3分の2以内（補助上限300万円） ② 機械等購入費支援事業（1回限り） 事業に要した経費の2分の1以内（100万円以内） ③ スマート農業推進事業（環境制御型ハウス導入事業） 事業に要した経費の3分の2以内（補助上限200万円） ※品目はアスパラガスのみで、認定農業者及び認定新規就農者が対象
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	果樹・花き生産振興支援事業
概 要	ぶどう、菊の新規植栽、作付拡大に必要なほ場改良、施設の整備、機械などの導入を支援します。（面積要件有）
対 象	市内に居住し、市内の自己所有農地または利用権が設定された農地において、3年以上継続して果樹・花きを生産及び出荷し、規模拡大を行う方
内 容	① 植栽条件整備支援事業 事業に要した経費の2分の1以内（補助上限100万円） ※認定農業者及び認定新規就農者は3分の2以内（補助上限300万円） ② 機械等購入事業（1回限り） 事業に要した経費の2分の1以内（補助上限100万円） ③ スマート農業推進事業（自動草刈りロボット導入事業） 事業に要した経費の2分の1以内（補助上限20万円） ※品目はぶどうのみ
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	6次産品化支援事業補助金
概 要	地域農産物等の有効活用による新たな加工品や特産品の製造を支援します。
対 象	市内に住所を有する農林水畜産業者など
内 容	・新たな取組に対する加工所の新築または増改築に要する経費の2分の1以内（補助上限100万円） ・機械器具等の導入に要する経費の2分の1以内（補助上限100万円） ・商品開発にかかる研修、調査研究の実施及びパッケージデザイン費等の2分の1以内（補助上限30万円）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 地域資源活用係（電話 0824-62-6163）（FAX 0824-64-0172）

名 称	地産地消応援事業
概 要	三次産野菜等の市内学校給食への提供や市内直売施設等での販売を目的として取り組む生産者を支援します。
対 象	市内に居住し、市内の自己所有地等において農産物を生産し、市内学校給食への提供や市内直売施設等へ出荷している方または今後出荷しようとしている方
内 容	① 植栽条件整備事業 2分の1以内（補助上限50万円） ② 機械等購入事業 2分の1以内（補助上限50万円）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 地域資源活用係（電話 0824-62-6163）（FAX 0824-64-0172）

名 称	堆肥購入促進事業
概 要	主食用水稲、WCS用稲、出荷野菜、花き、果樹などの農作物に施用する、市内で生産・販売される堆肥購入を支援します。
対 象	市内に居住し、市内の農地で主食用水稲、WCS用稲、出荷野菜、花き、果樹などの農作物を生産、出荷している方
内 容	1,000円／tの補助
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	乳用牛改良増進事業
概 要	優秀雌牛の導入，保留，ゲノム検査にかかる費用を支援します。
対 象	市内で酪農経営を行う方
内 容	① 優秀乳用牛導入費 1 頭当たり10万円以内 ② ゲノム検査費 1 頭当たり5,000円以内 ③ 優秀乳用牛保留費 1 頭当たり3万円以内（ゲノム検査事業を実施した牛のみ対象）
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	酪農ヘルパー利用助成事業
概 要	酪農ヘルパー利用を支援します。
対 象	市内で酪農経営を行う方
内 容	酪農ヘルパー利用料金の2分の1 以内の補助
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	肥育和牛導入支援事業
概 要	三次産黒毛和種肥育牛の導入を支援します。
対 象	市内で黒毛和種肉用牛の肥育を行う方
内 容	10万円以内／頭の補助
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	肉用牛ヘルパー利用助成事業
概 要	肉用牛ヘルパー利用を支援します。
対 象	市内で肉用牛を飼養する方
内 容	肉用牛ヘルパー利用料金の2分の1 以内の補助
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	繁殖和牛飼養環境整備支援事業
概 要	牛舎の新增改築，堆肥舎の新築，水田放牧，畜産ICT活用の実施を支援します。
対 象	市内で繁殖用和牛を飼養する方
内 容	① 牛舎整備費 新築：対象経費50万円以上で2分の1以内補助（上限200万円） 増築：対象経費30万円以上で2分の1以内補助（上限100万円） ② 堆肥舎整備費 新築：対象経費20万円以上で2分の1以内補助（上限50万円） ③ 水田放牧牛導入費 2分の1以内の補助（20万円以内） ④ 水田放牧の電気牧柵設置費 3分の1以内の補助（1回当たり5万円以内） ⑤ 畜産ICT活用事業費 2分の1以内（50万円以内）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	繁殖和牛改良増進事業
概 要	優秀繁殖雌牛の導入，保留，優秀受精卵移植，ゲノム検査にかかる費用を支援します。
対 象	市内で繁殖用和牛または乳用牛を飼養する方
内 容	① 優秀繁殖雌牛導入費 2分の1以内の補助（上限20万円。国等から補助を受けた場合は10万円） ② 優秀繁殖雌牛保留費 1頭当たり10万円以内（国等から補助を受けた場合は5万円） ③ 優秀受精卵の移植費 1回当たり2万円以内（1頭当たり2回まで） ④ ゲノム育種価検査費 1回1万円（繁殖雌牛保留事業を実施した牛のみ対象）
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	ひろしまの森づくり事業（人工林対策）
概 要	15年以上手入れされず放置された人工林（保安林は10年以上）の間伐を支援します。
対 象	森林を所有されている方
内 容	ヒノキ，スギなどの人工林の間伐に要する経費の補助 ※所有者負担1万円／haの2分の1補助
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6163）（FAX 0824-64-0172）

名 称	ひろしまの森づくり事業（天然林対策）
概 要	里山林整備，森林・林業体験活動を支援します。
対 象	住民団体（2戸以上），NPO法人 など
内 容	里山林の整備及び林業体験活動などに要する経費の補助
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6163）（FAX 0824-64-0172）

名 称	危険木等伐採事業
概 要	危険木等の伐採及び撤去処分または住宅に被害を与えている倒木の撤去処分にかかる費用を支援します。
対 象	市内に居住する立竹木の所有者または立竹木の所有者の承諾を得た住宅入居者等
内 容	危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費 10分の7（補助上限100万円）
申 請 法	窓口でご相談ください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6163）（FAX 0824-64-0172）

名 称	鳥獣被害防護柵設置事業（個別）（三次市土地改良区委託事業）
概 要	イノシシ・シカなどの侵入防護柵設置を支援します。
対 象	市内で農作物等を生産する方
内 容	資材費5,000円以上で5分の1以内（補助上限6万円）
申 請 法	三次市土地改良区で直接手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名称	三次市鳥獣被害対策集落支援事業
概 要	集落が取り組む、有害鳥獣被害対策のための侵入防護柵設置、研修、人材育成、環境改善及び情報通信技術機器にかかる経費の補助
対 象	市内に位置する集落など
内 容	① 鳥獣の侵入防止に関する事業 補助対象経費の2分の1以内（補助上限50万円） ② ICT機器活用事業 補助対象経費の3分の2以内（補助上限25万円） ③ 狩猟者の育成に関する事業 2万円以内／人（補助上限1会計年度に3人まで） ④ 研修会、先進地視察、集落リーダー育成事業 補助対象経費の2分の1以内（補助上限15万円） ⑤ 鳥獣対策環境改善事業 補助対象経費の2分の1以内（補助上限15万円） ⑥ シビエ利活用事業 補助対象経費の2分の1以内（補助上限15万円） ※1集落75万円を上限とする
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業
概 要	三次市有害鳥獣駆除班員の担い手の育成を図るため、第1種銃猟免許の取得などを支援します。
対 象	・新たに狩猟免許を取得する方 ・狩猟免許取得後は市内の猟友会に加入し、市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる方
内 容	第1種銃猟免許の取得及び鉄砲所持許可に要する経費の補助（定額5万円）
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	小規模農業用施設等改進黨業補助金（三次市土地改良区委託事業）
概 要	農業用施設などの改良および農業生産基盤の整備を支援します。
対 象	三次市土地改良区地域内で農業を行う方
内 容	対象事業に対してその事業に要する経費の10分の5以内の補助
申 請 法	三次市土地改良区で直接手続きをしてください。
担 当	農政課 農村整備係（電話 0824-62-6167）（FAX 0824-64-0172）

名 称	農村環境保全事業補助金（三次市土地改良区委託事業）
概 要	共同で実施する農村資源の保全活動などの取組を支援します。
対 象	・中山間地域直接支払制度または多面的機能支払により交付金を受けている地域以外の地域で行うため池の草刈り ・農用地区域外で1ha以上の団地で行う農地維持の活動
内 容	・草刈り：20円／㎡ ・農地維持活動：3,000円／10a
申 請 法	三次市土地改良区で直接手続きをしてください。
担 当	農政課 農村整備係（電話 0824-62-6167）（FAX 0824-64-0172）

名 称	環境保全型農業推進支援事業
概 要	緑肥作物（レンゲ・カバークロップなど）や生分解性マルチフィルムなど環境に配慮した農業用資材の購入経費を支援します。
対 象	市内に住所を有する個人または事務所等を有する法人であって、市内の自己所有農地または利用権が設定された農地において現に生産及び出荷販売を行っているまたは今後生産及び出荷販売を行おうとする方
内 容	・緑肥作物利用事業 補助率：3分の2以内 ・生分解性等農業用資材利用事業：3分の2以内 ※補助上限額：両事業を合わせて、3万円以内。（ただし、認定新規就農者及び認定農業者は10万円以内。） ※補助対象経費が2,000円を超えること。
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

名 称	ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金交付事業
概 要	狩猟期間中（11月15日～2月28日）のニホンジカ、イノシシの捕獲に対し報奨金を交付します。
対 象	市内に在住し広島県による狩猟者登録を受けた方
内 容	狩猟期間中に市内において捕獲した、ニホンジカまたはイノシシ：2,500円／頭
申 請 法	窓口で相談・手続きをしてください。
担 当	農政課 農林振興係（電話 0824-62-6164）（FAX 0824-64-0172）

商工

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆商工業をされている方
- ◆事業拡大、新たな事業展開を考えている方
- ◆三次市内への進出、移転、工場新設などを検討中の方 など

☆ 掲載事業 ☆

チャレンジショップ運営支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	68
商店街活性化支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	68
三次ブランド販路拡大支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	68
事業承継支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	68
住宅リフォーム支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	69
小規模事業者経営改善資金利子補給金（要綱期限：令和8年度まで）	69
中小企業信用保証料補助金（要綱期限：令和8年度まで）	69
人材確保支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	69
新規開業支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	70
空店舗出店支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	70
起業支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	70
女性活躍推進プラットフォーム アシスタ lab.	70
クラウドファンディング活用支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）	71
工場等設置奨励金	71
オフィス・ビジネス系事業所設置奨励金（要綱期限：令和7年度まで）	71
雇用奨励金	71
土地造成奨励金	72
土地取得奨励金	72
水道助成金	72
外部人材活用支援事業補助金	73
多様な人材確保支援事業補助金	73

商工

次のような方への支援事業をまとめました。

- ◆商工業をされている方
- ◆事業拡大、新たな事業展開を考えている方
- ◆三次市内への進出、移転、工場新設などを検討中の方 など

☆ 三次市HP 関連ページURL ☆

- ・がんばる産業の支援（補助金）関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/shinsei/1534.html>

- ・中小企業者の支援（融資等）関すること

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/shinsei/1533.html>

- ・女性活躍推進プラットフォーム アシスタ lab.

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/9/1362.html>

名 称	チャレンジショップ運営支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	商店街団体などが行うチャレンジショップの運営を支援します。
対 象	法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、 三次商工会議所および三次広域商工会
内 容	チャレンジショップの運営などに係る経費（1 チャレンジショップ当たり上限100万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	商店街活性化支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	商店街団体などが実施するイベントや情報発信を支援します。
対 象	法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、任意の既設商店街など
内 容	イベント実施、情報発信などに要する経費の2分の1以内（上限30万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	三次ブランド販路拡大支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	中小企業者等が主体となって開発した新製品や主力商品の販路拡大及び市場開拓を支援します。
対 象	中小企業者など
内 容	新製品や主力製品の販路拡大のために行う産業見本市などへ出品する経費（小間料、備品借上料、製品運搬料）、販路拡大のために行うインターネット環境整備に係る経費、既存商品のパッケージリニューアルの経費の2分の1以内（上限25万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	事業承継支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	事業承継のために行うインターネット環境整備や、広告宣伝、後継者が行う事務所などの増改築等施設整備に要する費用を補助します。
対 象	事業の承継を行う先代経営者または後継者 （商工会議所または広域商工会で事業継承のための支援を受けている方）
内 容	インターネット環境整備に係る経費、広告宣伝費、増改築等施設整備費用の2分の1以内（上限100万円）、相談会等開催は1補助対象者当たり10万円を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	住宅リフォーム支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	自己の居住用住宅を，市内の建築業者を利用してリフォームした場合に，工事費用の一部を支援します。
対 象	市内に居住し，住民基本台帳に記載されている方
内 容	建物本体の増改築，修繕，模様替えなどの工事に要する経費の10分の1以内（10万円まで）を補助します。
申 請 法	郵送してください。※申請期間があります
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	小規模事業者経営改善資金利子補給金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用した場合に，支払利子の一部を補給します。
対 象	市内に事業所を有し，日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の融資を受けた方
内 容	利息支払開始月から1年間（12回目まで）の支払利子の全額（上限20万円）を補給します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	中小企業信用保証料補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	創業および経営革新を目的として，信用保証協会の保証により融資を受けた場合に，保証協会に支払った信用保証料を支援します。
対 象	中小企業者，新規創業者
内 容	支払った信用保証料の全額（経営革新の場合は2分の1）を50万円まで補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	人材確保支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	就職相談会等への参加や就職情報サイトに掲載する企業または学生のインターンシップの受入れに必要な経費または，人材確保のためのデジタル技術やITツールの導入に係る経費の一部を支援します。
対 象	中小企業者または三次市雇用労働対策協議会会員企業
内 容	補助対象経費の2分の1以内（1補助対象者上限20万円）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	新規開業支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	新規出店、新規開業時（新規開業日から90日以内）に行う広告宣伝を支援します。
対 象	中小企業者、新規創業者
内 容	宣伝広告（チラシ印刷、新聞折込広告掲載など）に要する経費の2分の1以内（20万円まで）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	空店舗出店支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	市内にある空店舗への賃借による新たな出店を支援します。
対 象	中小企業者、新規創業者 （三次商工会議所または三次広域商工会の経営指導などを受けている方）
内 容	店舗の改修などに要する経費の2分の1以内および賃料の月額2分の1以内（月額5万円まで）を補助します。（店舗の改修などの経費と賃料とを合わせて上限100万円）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	起業支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	市内で新たに起業する方に対し支援します。
対 象	市内在住（20歳以上69歳以下）の新規起業家 （三次商工会議所または三次広域商工会の経営指導などを受けている方）
内 容	施設整備など費用の2分の1以内（上限100万円）を補助します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	女性活躍推進プラットフォーム アシスタ lab.
概 要	子育て中の母親や家庭と仕事の両立を模索する女性など、三次で「何かしたい」「自分らしさを生かしたい」と考える女性たちを応援する拠点です。
対 象	三次市内在住、三次市内に勤務・通学されている女性、及び三次市にU・I・Jターンを予定している女性で、起業・就業を希望する方
内 容	起業・就業に向けた会員登録制の活動スペースを提供するほか、個別相談会やセミナーを開催します。
申 請 法	アシスタ lab.窓口で直接会員登録をしてください。また、セミナー・講座については、申込方法をご確認のうえ、お申し込みください。
担 当	共生社会推進課 共生社会推進係 （電話 0824-62-6242）（FAX 0824-62-6235）

名 称	クラウドファンディング活用支援事業補助金（要綱期限：令和8年度まで）
概 要	クラウドファンディングを活用した資金調達により、創業や新事業展開等を図る事業者を応援します。
対 象	市内で新たに創業しようとする方やすでに市内で事業を営んでいる方
内 容	クラウドファンディングの利用に要した手数料、資金調達に当たり要した事業に関する資料の作成費やウェブサイトへの掲載費。補助上限額20万円。
申 請 法	窓口で直接手続きしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	工場等設置奨励金
概 要	市内へ進出・移転し、工場を新設・増設する企業に対し、奨励金を支給します。
対 象	①工場などを新設または増設する場合の投下固定資産総額1億円以上 ②新規雇用常用労働者が5人以上で、原則その水準を維持する企業 ※ただし増設の場合は5年間、雇用を維持することを条件とする。
内 容	固定資産税など相当額を5年間助成します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172）

名 称	オフィス・ビジネス系事業所設置奨励金（要綱期限：令和7年度まで）
概 要	情報サービス業、インターネット付随サービス業、またはコールセンター業に係る事業所を市内に設ける場合、賃借料と通信回線使用料の経費に対して支援します。さらに、新規に雇用する労働者が、規定の人数以上である企業に対し、奨励金を支給します。
対 象	・情報サービス業、インターネット付随サービス業は、3人以上の雇用がある企業 ・コールセンター業は、10人以上の雇用がある企業
内 容	①賃借料と通信回線使用料を合わせた50%（年間上限500万円）を、5年間を助成します。 ※同額を広島県も助成（別途、広島県に対して「広島県地域活力創出型オフィス誘致促進助成」の申請が必要） ②操業開始後3年以内に1年以上雇用されている、市内に住所を有する新規雇用常用労働者1人当たり100万円を助成します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172）

名 称	雇用奨励金
概 要	工場などの新設または増設に伴い、新規に雇用する労働者が5人以上である企業に対し、奨励金を支給します。
対 象	工場等設置奨励金の要件を満たす事業者で、新規雇用常用労働者に市内居住者が含まれている企業
内 容	操業開始後3年以内に1年以上雇用されている、市内に住所を有する新規雇用常用労働者1人当たり100万円を助成します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172）

名 称	土地造成奨励金
概 要	工場などの新設または増設に伴い、土地を造成する企業に対し、土地造成に要する経費の一部を支援します。
対 象	①既に市内に工場等を有する企業 ②工場等設置奨励金の要件に該当 ③造成面積 5,000㎡以上かつ工場等の床面積 500㎡以上 ④造成完了後3年以内に操業
内 容	土地造成費の50%を助成します。（上限3,000万円）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172）

名 称	土地取得奨励金
概 要	四拾貫産業用地に進出・移転する企業に対し、土地取得に要する経費の一部を支援します。
対 象	四拾貫産業用地の場合、下記のすべてが該当する企業 ・工場等設置奨励金の要件に該当 ・四拾貫産業用地の1 ha以上の土地を適正価格で取得 ・土地取得後2年以内に操業
内 容	土地取得代金額の20%を助成します。（上限1 億円）
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172）

名 称	水道助成金
概 要	三次工業団地へ進出・移転する企業に対し、水道料金の一部を支援します。
対 象	次のすべての要件をみたす企業 ①工場などを新設、増設額5億円以上 ②新規雇用常用労働者5人以上 ③使用水量が毎月1,000 立方メートル以上
内 容	水道料金の2分の1を10年間（年間1,500万円まで）助成します。
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6621）（FAX 0824-64-0172）

名 称	外部人材活用支援事業補助金
概 要	市内で事業を行う中小企業者が、生産性向上や経営課題等の解決に向けて、外部人材の活用を通じて新たな取組を行う際に要する経費の一部を助成します。
対 象	市内に主たる事業所を有する中小企業者
内 容	補助対象経費（外部人材に支払う委託料、登録人材紹介会社等へ支払う委託料・手数料等）の2分の1以内
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

名 称	多様な人材確保支援事業補助金
概 要	市内の中小企業及び三次市雇用労働対策協議会会員企業が外国人材を受け入れる際、その受け入れ経費の一部を助成します。
対 象	・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 ・三次市雇用労働対策協議会会員企業
内 容	外国人材（技能実習の区分が第1号の者）1人につき10万円とし、1補助対象者当たり外国人材2人分まで
申 請 法	窓口で直接手続きをしてください。
担 当	商工観光課 商工労働・企業誘致係（電話 0824-62-6171）（FAX 0824-64-0172）

三次市の組織と連絡先

令和6年度版

所在地一覧

三次市役所(本庁)	〒728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号
君田支所	〒728-0401	三次市君田町東入君644番地1
布野支所	〒728-0201	三次市布野町上布野1196番地1
作木支所	〒728-0124	三次市作木町下作木674番地
吉舎支所	〒729-4211	三次市吉舎町吉舎368番地
三良坂支所	〒729-4304	三次市三良坂町三良坂5042番地1
三和支所	〒729-6615	三次市三和町上板木10038番地4
甲奴支所	〒729-4102	三次市甲奴町西野74番地
市立三次中央病院	〒728-8502	三次市東酒屋町10531番地
寺戸浄水場(下水道課)	〒728-0021	三次市三次町501番地
三次環境クリーンセンター	〒729-6213	三次市廻神町1820番地12
栗屋西自治交流センター(こども発達支援センター)	〒728-0025	三次市栗屋町949番地2
汚泥再生処理センター(錦水園)	〒728-0026	三次市日下町510番地2

各支所

君田支所	TEL0824-53-2111	Fax0824-53-2961	✉ kimita@city.miyoshi.hiroshima.jp
布野支所	TEL0824-54-2111	Fax0824-54-2429	✉ funo@city.miyoshi.hiroshima.jp
作木支所	TEL0824-55-2111	Fax0824-55-3678	✉ sakugi@city.miyoshi.hiroshima.jp
吉舎支所	TEL0824-43-3111	Fax0824-43-3062	✉ kisa@city.miyoshi.hiroshima.jp
三良坂支所	TEL0824-44-3111	Fax0824-44-3675	✉ mirasaka@city.miyoshi.hiroshima.jp
三和支所	TEL0824-52-3111	Fax0824-52-2787	✉ miwa@city.miyoshi.hiroshima.jp
甲奴支所	TEL0847-67-2121	Fax0847-67-3126	✉ kounu@city.miyoshi.hiroshima.jp

支所 地域づくり係 窓口業務, 税・公共料金, 福祉関係, 地域自治活動, 各種施設の維持管理など

総務部

総務課 行政係	式典, 条例・規則, 個人情報保護, 叙勲, 行政手続法, 公益通報など		
本庁東館4階	TEL0824-62-6153	Fax0824-62-6137	✉ soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp
総務課 職員係	職員の人事, 給与, 研修, 福利厚生, 労働安全管理・衛生管理など		
本庁東館4階	TEL0824-62-6105	Fax0824-62-6137	✉ soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp
財政課 財政係	予算の編成及び執行管理, 財政事情の公表, 基金など		
本庁東館4階	TEL0824-62-6119	Fax0824-62-6137	✉ zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp
財政課 契約係	工事等の入札や契約, 工事等の検査, 公共事業の執行状況調査など		
本庁東館4階	TEL0824-62-6141	Fax0824-62-6137	✉ zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp
財産管理課 住宅・財産活用係	ファシリティマネジメント, 庁舎管理, 住宅対策など		
本庁東館4階	TEL0824-62-6161	Fax0824-62-6137	✉ zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp
財産管理課 用地地籍係	事業用地の取得・補償・地籍調査など		
本庁東館4階	TEL0824-62-6386	Fax0824-62-6137	✉ youti@city.miyoshi.hiroshima.jp

経営企画部

企画調整課 企画調整係			
総合計画, 地方版総合戦略, 行政評価, 大学連携, 行財政改革, 特命事項など			
本庁本館3階	TEL0824-62-6115	Fax0824-62-6223	✉ kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp
企画調整課 統計係		統計に関すること	
本庁本館3階	TEL0824-62-6408	Fax0824-62-6223	✉ toukei@city.miyoshi.hiroshima.jp
秘書広報課 秘書係		市長秘書, 公聴, 市政懇談など	
本庁本館3階	TEL0824-62-6103	Fax0824-62-6223	✉ hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
秘書広報課 広報プロモーション係		市広報, 市ホームページ, シティプロモーション, ふるさと納税など	
本庁本館3階	TEL0824-62-6396	Fax0824-62-6223	✉ hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

地域共創部

まちづくり交通課 自治交通係 住民自治組織・活動支援, まちづくりサポートセンター, 地域交通など			
本庁東館3階	TEL (自治) 0824-62-6395 (交通) 0824-62-6247	Fax0824-62-6235	✉ machi@city.miyoshi.hiroshima.jp
まちづくり交通課 移住定住推進係 定住対策, 結婚支援など			
本庁東館3階	TEL0824-62-6129	Fax0824-62-6235	✉ machi@city.miyoshi.hiroshima.jp
共生社会推進課 共生社会推進係 女性活躍推進, 人権啓発, 平和推進, 国際交流など			
本庁東館3階	TEL0824-62-6242	Fax0824-62-6235	✉ kyousei@city.miyoshi.hiroshima.jp
共生社会推進課 スポーツ推進係 スポーツの推進, スポーツ施設など			
本庁東館3階	TEL0824-62-6553	Fax0824-62-6235	✉ kyousei@city.miyoshi.hiroshima.jp

市民部

市民課 市民窓口係 住民票, 戸籍, 印鑑登録, パスポート, マイナンバーカード交付事務, 消費生活相談など			
本庁東館1階	TEL0824-62-6138	Fax0824-63-2809	✉ shimin@city.miyoshi.hiroshima.jp
市民課 保険年金係 国民年金, 国民健康保険, 後期高齢者医療, 原爆被爆者援護など			
本庁東館1階	TEL0824-62-6134	Fax0824-63-2809	✉ shimin@city.miyoshi.hiroshima.jp
課税課 市民税係 市民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の賦課など			
本庁本館1階	TEL0824-62-6122	Fax0824-62-6352	✉ kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
課税課 資産税係 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の賦課, 土地・家屋等の資産評価など			
本庁本館1階	TEL0824-62-6124	Fax0824-62-6352	✉ kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
収納課 収納係 市税・国民健康保険税・住宅資金等貸付金等の納付相談, 市債権確保の推進など			
本庁本館1階	TEL0824-62-6127	Fax0824-62-6352	✉ shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp
環境政策課 環境政策係 環境保全, 地球温暖化防止, 公害防止, 動物愛護・適正飼養, 墓地・斎場など			
本庁東館1階	TEL0824-62-6136	Fax0824-62-6397	✉ kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
環境政策課 業務管理係 ごみ収集・処理, ごみリサイクル, 不法投棄の処理など			
環境クリーンセンター	TEL0824-66-3449	Fax0824-66-3168	✉ kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

福祉保健部

社会福祉課 社会福祉係 民生・児童委員, 生活保護, 社会福祉事業の認可, 戦没者・戦傷病者援護など			
本庁本館2階	TEL0824-62-6146	Fax0824-62-6285	✉ fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp
社会福祉課 障害者福祉係 身体障害者・身体障害児福祉, 知的障害者・知的障害児福祉など			
本庁本館2階	TEL0824-65-2051	Fax0824-62-6285	✉ fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp
高齢者福祉課 高齢者福祉係 高齢者の生活支援, 介護予防事業, 成年後見など			
本庁本館2階	TEL0824-62-6145	Fax0824-62-6285	✉ koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
高齢者福祉課 介護保険係 介護保険, 介護保険事業所, 要介護認定など			
本庁本館2階	TEL0824-62-6387	Fax0824-62-6285	✉ koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
健康推進課 健康企画係 健康増進, 精神障害者福祉, 予防接種, 地域医療など			
本庁東館2階	TEL0824-62-6232	Fax0824-62-6382	✉ kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp
健康推進課 健康推進係 母子, 成人, 高齢者, 精神保健, 食育など			
本庁東館2階	TEL0824-62-6257	Fax0824-62-6382	✉ kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

子育て支援部

こども家庭支援課 育児支援係 子育て支援, 児童手当, こども医療, ひとり親家庭の支援など			
本庁東館2階	TEL0824-62-6148	Fax0824-62-6300	✉ kodomo@city.miyoshi.hiroshima.jp
こども家庭支援課 こども家庭相談係 こども家庭センター, 児童・女性・ひとり親家庭の相談など			
本庁東館2階	TEL0824-62-6360	Fax0824-62-6300	✉ kodomo@city.miyoshi.hiroshima.jp
保育課 保育係 保育所, 幼稚園, 乳幼児教育など			
本庁東館2階	TEL0824-62-6147	Fax0824-62-6300	✉ hoiku@city.miyoshi.hiroshima.jp
保育課 こども発達支援係 こどもの発達支援に関すること			
栗屋西自治交流センター	TEL0824-62-2776	Fax0824-62-2776	✉ hoiku@city.miyoshi.hiroshima.jp

市民病院部

市民病院部	医療に関することなど		
市立三次中央病院	TEL0824-65-0101	Fax0824-65-0150	✉ byouin@miyoshi-central-hospital.jp

産業振興部

農政課 農林振興係	農林畜産業の振興, 有害鳥獣駆除など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6164	Fax0824-64-0172	✉ nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp
農政課 農村整備係	農林業用施設の新設改良, 治山, 災害復旧など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6167	Fax0824-64-0172	✉ nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp
農政課 地域資源活用係	地域資源を活用した農林畜産業の振興など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6163	Fax0824-64-0172	✉ nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp
商工観光課 商工労働・企業誘致係	商工業の振興, 雇用対策, 起業支援, 企業誘致など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6171	Fax0824-64-0172	✉ shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp
商工観光課 観光振興係	観光戦略, みよしDMOとの連携・支援など		
本庁本館4階	TEL0824-64-0066	Fax0824-64-0172	✉ kankou@city.miyoshi.hiroshima.jp

建設部

土木課 管理係	道路・橋梁・河川等の管理など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6305	Fax0824-62-6166	✉ doboku@city.miyoshi.hiroshima.jp
土木課 維持係	道路・橋梁・河川等の維持, 交通安全施設など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6156	Fax0824-62-6166	✉ doboku@city.miyoshi.hiroshima.jp
土木課 建設係	道路・橋梁・河川等の改良・災害復旧など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6157	Fax0824-62-6166	✉ doboku@city.miyoshi.hiroshima.jp
都市建築課 都市計画係	都市計画, 都市公園, 屋外広告物, みらさか土地区画整理など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6160	Fax0824-62-6166	✉ toshikenchiku@city.miyoshi.hiroshima.jp
都市建築課 建築指導係	市有建築物の営繕, 建築確認申請審査, 空き家等の適正管理など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6385	Fax0824-62-6166	✉ toshikenchiku@city.miyoshi.hiroshima.jp
下水道課 管理係	下水道等の使用料の賦課・徴収, 排水設備工事審査など		
寺戸浄水場2階	TEL0824-62-6151	Fax0824-62-6356	✉ gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp
下水道課 管理係	し尿や浄化槽汚泥の処理及び施設等管理		
汚泥再生処理センター	TEL0824-63-7962	Fax0824-64-0468	✉ gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp
下水道課 建設係	下水道等の建設・維持管理など		
寺戸浄水場2階	TEL0824-62-6107	Fax0824-62-6356	✉ gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp

危機管理監

危機管理課 危機管理係	防災, 水防, 危機管理, 防犯・交通安全, 消防, 音声告知, 国民保護など		
本庁本館3階	TEL0824-62-6116	Fax0824-62-2951	✉ kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

情報政策監

情報政策課 ICT活用推進係					
ICT(情報通信技術)を活用したまちづくりの推進, 社会保障・税番号制度に関することなど					
本庁東館3階	TEL0824-62-6106	Fax0824-62-6235	✉ jouhou@city.miyoshi.hiroshima.jp		
情報政策課 情報システム係					
情報処理システム, CATV施設管理, 行政情報化・地域情報化推進など					
本庁東館3階	TEL0824-62-6173	Fax0824-62-6235	✉ jouhou@city.miyoshi.hiroshima.jp		

会計課

会計課 会計係	収入・支出，歳入・歳出の決算など		
本庁本館1階	TEL0824-62-6104	Fax0824-62-6345	✉ kaikai@city.miyoshi.hiroshima.jp

議会事務局

議会事務局 議事係	議案類，議事，会議録，議員の身分や給与など		
本庁本館7階	TEL0824-62-6179	Fax0824-62-6110	✉ gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp
議会事務局 政務調査係	議案や請願・陳情及び意見書の審査，資料収集，委員会，広報など		
本庁本館7階	TEL0824-62-6179	Fax0824-62-6110	✉ gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp

教育委員会

教育企画課 教育企画係	教育委員会の会議，教育政策など		
本庁本館5階	TEL0824-62-6412	Fax0824-62-6288	✉ edukikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp
学校教育課 学事係	就学，通学区域，就学援助，学校保健，学校施設など		
本庁本館5階	TEL0824-62-6184	Fax0824-62-6288	✉ gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp
学校教育課 教育指導係	学力向上対策，学習指導，教職員研修，不登校児対策など		
本庁本館5階	TEL0824-62-6187	Fax0824-62-6288	✉ gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp
学校給食担当	小中学校の学校給食の調理業務に関する事など		
三次学校給食センター	TEL0824-65-2010	Fax0824-62-2030	✉ kyusyoku1@city.miyoshi.hiroshima.jp
社会教育課 文化学習係	芸術・文化，文化財保護，図書館，生涯学習など		
本庁本館5階	TEL0824-62-6191	Fax0824-62-6288	✉ shakai@city.miyoshi.hiroshima.jp
社会教育課 児童育成係	放課後児童クラブ，放課後子ども教室，奨学金など		
本庁本館5階	TEL0824-62-6182	Fax0824-62-6288	✉ jidou@city.miyoshi.hiroshima.jp

各行政委員会

農業委員会事務局	農業委員会運営，農地法，農地基本台帳など		
本庁本館4階	TEL0824-62-6193	Fax0824-64-0172	✉ nougyou@city.miyoshi.hiroshima.jp
選挙管理委員会事務局	選挙に関する事など		
本庁東館3階	TEL0824-62-6195	Fax0824-62-6289	✉ senkyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
監査事務局	一般監査，出納検査，決算審査など		
本庁本館5階	TEL0824-62-6197	Fax0824-62-6288	✉ kansa@city.miyoshi.hiroshima.jp

その他の組織と連絡先

広島県水道広域連合企業団 三次事務所

業務係	水道事業の営業，給水装置に関する事など		
寺戸浄水場1階	TEL0824-62-4843	Fax0824-62-8111	✉ miyoshi@union.hiroshima-water.lg.jp
工務維持係	水道施設の建設・維持管理，水質の管理など		
寺戸浄水場1階	TEL0824-62-6165	Fax0824-62-8111	✉ miyoshi@union.hiroshima-water.lg.jp



三次観光イメージキャラクター
きりこちゃん



令和6年5月
発行／三次市
〒728-8501
三次市十日市中二丁目8番1号
<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>